

# 大阪府環境教育等推進方針

～次世代に豊かな環境を引き継ぐために～

平成17年3月

大 阪 府

## 【 目 次 】

序 章 「大阪府環境教育等推進方針」の背景とねらい	1
<b>第 1 章 環境教育等をめぐる状況</b>	3
1 推進方針における「環境」の範囲及び「環境教育等」の定義	3
（1）対象とする「環境」の範囲	3
（2）「環境教育等」とは	3
2 大阪の環境（自然的特色・社会的特色）	3
（1）大阪の自然的特色	3
自然環境	3
都市環境	4
（2）大阪の文化的・社会的特色	5
歴史的・文化的特色	5
社会的特色	5
大阪人気質	6
3 「環境教育等」の実施主体や実施の場における現状・課題	7
（1）家庭	7
（2）学校	8
（3）民間団体、NGO/NPO及び地域社会	9
（4）事業者	9
（5）行政	10
4 「環境教育等」を進める上での課題	10
（1）環境情報の提供	10
（2）役割分担及び連携	10
（3）機会・場の提供	11
（4）人材の確保とプログラムの整備	11
（5）国際的視点の確保	11
<b>第 2 章 基本的考え方</b>	12
1 環境教育等の目標	12
2 目標の達成に向けて	12
<b>第 3 章 推進方策</b>	13
1 環境教育等の進め方	13
（1）役割分担	14
府民	14
民間団体、NGO/NPO	14
事業者	14

大阪府	14
府内市町村	15
(2) さまざまな場における環境教育等の展開	15
家庭	15
地域	15
学校	15
大学・研究機関	16
職場	16
(3) 年齢・発達段階に応じた環境教育等の内容	16
幼児	16
児童・生徒	16
ア．小・中学校	16
イ．高等学校	16
青年・成人	17
シニア世代	17
2 環境教育等の推進に向けた府における具体的推進方策	17
(1) 大阪府における現在の主な取組	17
(2) 大阪府における今後の取組	17
環境教育の推進に当たっての6つの柱	19
ア．環境教育等の推進体制の整備	19
イ．人材育成・人材活用	19
ウ．場の提供・学習の機会の提供	19
エ．教材・プログラム整備	20
オ．民間団体等への支援	20
カ．環境教育等の普及啓発と府民活動の推進	20
大阪の自然的・社会的特色を踏まえた施策	21
3 施策の点検・評価	22

#### 【参考資料】

1 環境教育等の推進に向けた施策の経緯、現状	23
【国際】	23
【国】	23
【大阪府】	24
2 「環境教育の取組状況と課題等に関するアンケート」結果概要	25
【小、中、高等学校】	26
【民間団体(NGO/NPO等)】	30
【事業者】	33
3 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	36
4 審議経過及び検討委員会名簿	38

## 序 章 「大阪府環境教育等推進方針」の背景とねらい

21世紀は環境の世紀と言われています。私たち人類に大きな恵みを与えてくれるその豊かな地球環境が、廃棄物問題や地球温暖化などさまざまな環境問題によって大きな影響を受けています。それは大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会経済システムや、物質的な豊かさ、利便性を優先したライフスタイルを享受してきたことの代償といっても過言ではありません。このままでは地球環境に取り返しのつかない影響を及ぼすことは明らかです。この豊かな恵みをもたらしてくれる地球を次世代へ、環境上の負の遺産を残すことなく引継ぎ、持続可能な社会の実現を図ることは、地球上の人々すべての務めであり、都市・生活型公害や地球規模の環境問題を克服するためには、現在の社会経済システムやライフスタイルを変えない限り、根本的に解決しません。

いまこそ私たちは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムから脱却し、最適生産・最適消費・最小廃棄型の社会経済システムに移行しなければなりません。そのためには、まず私たち一人ひとりの価値観を、共通の「環境倫理・モラル」(\*)に根ざすものに変えていかねばなりません。私たち一人ひとりが、環境が人類に与えてくれる大きな恵みを理解して、豊かな環境を大切に思う「心」を育むことが大切です。その上に立って、自らのライフスタイルやビジネススタイルを環境に配慮したものへと転換するなど、意識・行動様式の転換が必要であり、さらに地域社会を構成する府民、事業者、民間団体、行政など、すべての主体がその責任と能力に応じて、環境に配慮した行動に自主的に取り組むとともに、各主体がパートナーシップの強化を図っていくことが必要です。

大阪府では、環境基本条例の基本理念である、「人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造」をめざし、「大阪21世紀の環境総合計画」(平成14年3月)において、「豊かな環境都市・大阪の構築」に向け、すべての主体の積極的な環境の保全と創造に関する活動への参加と協働のもと、効果的な施策を策定し、実施することとしています。また、府としては、各主体での環境保全と創造に関する自発的な取組が促進されるよう、環境教育の促進や環境情報の提供、活動の場づくりその他必要な支援を行うとともに、各主体との連携と協働に務めていくこととしています。

おりしも「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」(以下「推進法」という。)の成立(平成15年10月1日一部施行、平成16年10月1日完全施行)ともあいまって、府としてもこれまで以上に環境保全の意欲の増進や環境教育の推進に努めていくこととしました。

現在、府内では環境保全活動や環境教育の取組が様々な主体において行われているものの、各主体間の連携、総合的・体系的な取組が十分とは言えない状況にあります。今日の環境問題を克服するためには、学校教育や生涯教育の場などにおける環境教育や、自発的な環境保全活動への参加、あるいは問題解決に資する能力の獲得を推進していく施策の充実と、各主体における積極的な取組、さらには各主体間の連携の強化が必要です。

そこで、大阪府では、推進法及び推進法に基づき国が策定した「環境の保全のための

意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)」を踏まえ、環境教育を総合的・体系的に推進するとともに環境保全の意欲の増進を図ることによって、大阪府民が広く「環境保全活動」に取組み、持続可能な社会の実現に向けて自ら問題解決能力を育てていくことができるよう、大阪府域内における環境教育等を推進していくための方針として、「大阪府環境教育等推進方針(以下「推進方針」という。)」を策定することとしました。

\* 「環境倫理・モラル」

(環境倫理)

- ・将来の世代に環境上の負の遺産や資源浪費型システムを残さないこと(現在と未来の世代間の公平)。
- ・エネルギーや物質の取得と廃棄について、地域内で可能な限り完結させ、他の地域に正当な代償なく負の要因を転嫁しないこと(地域間の公平)。
- ・すべての生物・生態系に対して負の要因を転嫁しないこと。
- ・動植物や自然物を地域の人々が保全すること。

(環境モラル)

- ・日常生活における環境マナーを身につけること。
- ・人と人とのふれあいの観点を含め、地域における総合的な快適性向上を図ること。
- ・生き物・生命を慈しむ。

など環境を通して成り立つ倫理観やモラル

(注)ここでは、「環境モラル」は、環境を通して成り立つ価値観を平易に表現したもので、「環境倫理」は、「環境モラル」をより理念化したものと捉えます。

## 第 章 環境教育等をめぐる状況

### 1. 推進方針における「環境」の範囲及び「環境教育等」の定義

これまで、大阪府では、環境に関する計画や条例、その他様々な場面で、「環境」、「環境教育・環境学習」といった言葉を用いてきましたが、今回、推進方針で用いるこれらの言葉の意味するところについて、次のように考えました。なお、「環境保全の意欲の増進」「環境保全活動」「持続可能な社会」については、推進法の定義によることとします。

#### (1) 対象とする「環境」の範囲

推進方針において対象とする環境の範囲は、大気、水、土壌や緑といった身近な環境、貴重な自然環境、廃棄物に関する問題や地球環境、歴史的文化的環境など、「大阪21世紀の環境総合計画」に掲げられた、「環境基本条例の「施策の基本方針」で示された範囲、すなわち環境基本法の環境の概念に加え、美しい景観や歴史的文化的環境の形成など文化と伝統の香りの高い環境まで」と概念を同じくします。

#### (2) 「環境教育等」とは

平成11年の「これからの環境教育・環境学習 - 持続可能な社会を目指して(中央環境審議会答申)」では、「環境教育・環境学習は、人間と環境との関わりについての正しい認識にたち、自らの責任ある行動をもって、持続可能な社会の創造に主体的に参画できる人の育成を目指すもの」と定義しています。推進方針では、これを受けるとともに推進法第2条の定義を踏まえて、環境教育等を、「環境問題について、気づき、深く理解し、持続可能な社会の実現に向けて、環境に配慮した取組を自主的に行い、さらに自ら環境の改善や保全に向けた問題解決能力を高めるために、あらゆる世代の人々に行われる教育及び環境保全の意欲の増進」と定義することとします。

### 2. 大阪の環境(自然的特色・社会的特色)

#### (1) 大阪の自然的特色

##### 自然環境

大阪の自然環境は、大阪湾と淀川、大和川水系をはじめ多くの河川が流れる大阪平野とこれを取り囲む北摂・金剛生駒・和泉葛城の3山系からなっています。

府内には約5万7千haの森林、総延長1千kmの河川や、農地を取り巻く集落や里山、ため池、水路などが一体となった農空間、さらには市街地やその周辺の社寺林など歴史的な緑が残され、水源の涵養、治水、環境の維持・調節などの公益的な機能とともに、動植物の生息環境や府民が自然とふれあう場を提供しています。

これらの動植物の中には、希少性の高いものや巨樹・巨木、学術的に重要なもの

など、天然記念物に指定されているものもあり、貴重な自然環境となっています。これらの天然記念物は、その生息環境とともに国民共有の財産として将来にわたって保全を図る必要のある貴重な自然遺産です。

海については、大阪府の自然海岸は、半自然海岸を含めても海岸線総延長約 216 km の 6 % に過ぎません。海域は、水質汚濁物質の流入に伴う富栄養化により夏場に貧酸素水塊が発生するなど、生物の生息や漁業にとって支障となっています。

森林や里山の状況について見てみると、大阪府の森林は、府域の約 3 割を占め、「国定公園」、「保安林」など各種法令に基づく規制誘導等によって優れた景観や機能を有する自然や貴重な植生等の保全が図られているものの、近年の林業の生産性悪化によって間伐等の維持管理が適切に行われない森林が増加することなどによる森林が有する公益的機能の低下が懸念されているところです。

農空間については、担い手不足や高齢化、無秩序な土地利用などによる地域管理の低下から、耕作放棄が増加する傾向にあります。一方、食糧生産はもちろんのこと、環境保全や教育の場など多面的な機能を持つ貴重な地域資源として、保全・活用が図られています。

## 都市環境

大阪府においては古くから人や物が集まり、様々な文化が花開き、産業が集積してきました。その結果、現在、岬町の一部を除く全域が都市計画区域に指定されており、その約半分が市街化区域となっています。都市公園等の公的に担保された緑、社寺の境内や山林等の社会通念上安定した緑が果たす役割も大きいものの、都市公園については一人あたり公園面積が大阪府では 4.86 m<sup>2</sup>/人（平成 14 年度末、政令指定都市を含む。）で、全国平均の 8.48 m<sup>2</sup>/人と比較しても低い水準にあります。また、都市の市街化区域面積の大半が民有地ということもあり、市街化区域の緑被率（樹林・樹木で被われた面積割合）は 9.9%（平成 14 年度）と周辺山系を含む府域全域の 37.7% に比べ、緑が少ない状況となっています。これらのことから、大阪府は緑の少ない平坦な市街地と、緑豊かな周辺山系に二分され、日常的にふれあえる緑が都市域で不足していることが際立ち、緑が少ないという大阪のイメージを作り出しています。

一方、大阪は水の都と呼ばれ、仁徳天皇の時代に茨田堤<sup>まんだのつつみ</sup>が築造された昔から、川とともに歩んできました。江戸期には縦横に張り巡らされた川が物流の大動脈として機能し、経済活動は川に沿って展開され、文化は川を軸に育まれました。

ところが、交通路としての川の役割が道路、鉄道に移行し、治水機能のみがクローズアップされてくると、人々の生活と川とは切り離されるようになってしまいました。しかしながら、大阪府が府民を対象に平成 7 年に実施した大阪の川づくりに関するアンケートでは、水をきれいにしてほしい、魚や昆虫のすむ自然豊かな川にしてほしいといった答えが圧倒的に多数を占め、川への回帰が求められています。また、その面積は、大阪市内では市街地面積の約 1 割を占めるなど、

依然として都市の中の貴重なオープンスペースとなっています。

また、大阪府域においては、建築物や道路舗装などの人工構造物の増加や冷暖房などの人工排熱の増加により熱収支が変化し、都心部の気温が郊外に比べて高くなる「ヒートアイランド現象」と、化石燃料の消費等によって発生する二酸化炭素等の温室効果ガスにより地球全体の気温が上昇する現象である「地球温暖化」があいまって、この 100 年間に約 2.1 の気温上昇が見られます。さらに、大阪の真夏日、熱帯夜の日数は、東京、横浜、名古屋と比べても多くなっており、日本でも最も暑い都市として、「住みやすさ」や「働きやすさ」、「訪れやすさ」などにおいて、都市環境の質の悪化を招いていると考えられます。

さらに、都市生活の状況を特徴づける一般廃棄物は、国の調査（平成 12 年度）によれば、都道府県別の総排出量で大阪府は東京都に次いで全国 2 番目、一人あたりの排出量は最も多くなっています。

## （２）大阪の文化的・社会的特色

### 歴史的・文化的特色

大阪府域には、数万年前から連綿と続く人々の生活の営みが現在に息づいています。それらはわが国の貴重な財産であり、建造物や美術工芸品である「有形文化財」、演劇・音楽・工芸技術等の「無形文化財」、風俗習慣・民俗芸能・民俗技術等の「民俗文化財」、遺跡や名勝地・天然記念物等の「記念物」、棚田や里山や用水路等で形成された「文化的景観」、宿場町・城下町・漁村等の「伝統的建物群」、歴史的建物の茅屋根や桧皮屋根に必要な材料を供給する、岩湧山の茅場や社寺の桧林などが存在します。さらに、池上曾根遺跡、百舌鳥古墳群、難波宮、住吉大社、大阪城、岸和田だんじりまつり、文楽、等々枚挙にいとまがありません。

さらに、大阪は昭和初期、東洋のマンチェスターと呼ばれて世界的な大都市として発展してきました。近年は明治以降の文化財に対する評価も確立しつつあり、これらの近世以降近代に至る文化財の調査・保護・活用も図られ始めました。

また、古代難波津という港が拓かれて以来、水と共に発展した大阪には、水にちなんだ史跡・地名や歴史的遺産が残る他、天神祭や歌舞伎の船乗り込みなど、水に係わる伝統行事が今もなお継承されています。

これら歴史的・文化的環境は、大阪のまちのアイデンティティを育てる不可欠の要素であり、地域活性化の核のひとつとなるものです。また、日本国内だけでなく世界に向けて大阪をアピールする重要な役目も担っています。

### 社会的特色

大阪府域においては、高度経済成長に伴う産業活動の活発化により、昭和 40 年代には大気汚染、水質汚濁等の産業公害が人の健康に影響を与えるなど深刻な問題が生じました。特に臨海部における重化学工業の発展に伴い、昼間でも車のヘッドライトが必要な時があるなど S O x によるスモッグは大きくクローズアップされました。これらの解決のため、「大阪府公害防止条例」の制定や発生源に対す



る濃度規制だけでなく総量規制の考え方を取り入れた「大阪府環境管理計画(BIG PLAN)」の策定(昭和48年)府民による水質保全の運動とあいまって進められた日本ではじめての流域下水道システムの導入による水質汚濁への対応など、国や全国に先駆けた施策を実施し、公害に対する取組を強化してきました。これにより、大阪には公害防除技術や分析技術が蓄積され、途上国への公害防止技術の移転に結びついているケースもあります。

大阪府内の事業所については、全事業所の99%以上を中小企業が占めています。全国的にも有名な東大阪では人工衛星の打ち上げを目指した元気な中小企業があり、大企業の下請けで終わらない、独自技術によるオンリーワン企業も増えています。また、新規の事業展開として環境産業に進出している中小企業もあります。

企業における環境保全活動をみると、大企業では、事業活動における環境配慮行動、社員への環境教育、社会貢献活動として活発に行われつつあり、ISO14001に基づく社内環境活動の一環として行われることも多くなっています。一方、中小企業の多くはそこまでの余裕がない現状にありますが、下請け企業においては、大企業との取引条件を満たすため、ISO14001の認証取得や簡易版の環境マネジメントシステム(エコアクション21等)を構築するといった現象が起っています。

## 大阪人気質

「なんぼ」という言葉で象徴されるように大阪人は経済的合理性をとりわけ重要視するところが多分にあると言われています。環境に関しても、ただ単に環境にやさしいからという理由のみではなく、コストが低減するか少なくとも費用負担が増大しないといった、環境に配慮すれば得をすることが目に見えるようにすることも必要となります。事実、環境保全活動についての意識を問うた、環境にやさしいライフスタイル実態調査(環境省：平成13年)とネットパル(インターネット府政モニター)アンケート(大阪府：平成15年)を比較しても、ゴミの分別や古紙回収といったルール化された行動や緑化活動、美化活動といった個人的な損得が実感しにくい行動については、大きな差はありませんでしたが、節電、節水など個人にとって経済的利益がある行動については、全国に比べ関心が高いことが伺われます。こうした気質に配慮してか、啓発施策においても、例えば大阪の典型的な商習慣である五・十日に言わば挑戦する形で導入した「ノーマイカーデー」キャンペーンでは、地下鉄やバスのフリー乗車券をその日だけ料金を引き下げるといったコスト意識に訴えるものが見られます。

大阪は江戸時代から商人の町として、江戸とは異なった独自の文化を築いてきましたが、特に大阪商人は合理的な商いを重視してきたとされています。最近あまり聞かれなくなった「もったいない」という言葉にも、合理的な大阪商人の心が表れており、大阪らしい環境教育や環境保全活動を進めていくうえでなくてはならないキーワードです。

また、「おおきに」は、大阪人の感謝の気持ちを素直に表した言葉ですが、環境

に対する「おおきに」の気持ちは、私たち一人ひとりの価値観を共通の「環境倫理・モラル」に根ざすものに変えていくための原点となる大切なものではないでしょうか。

### 3. 「環境教育等」の実施主体や実施の場における現状・課題

推進方針の策定にあたり、大阪府ではいろいろな切り口からの環境教育等の現状やあり方、進め方を検討してきました。その前提として、環境教育等がどのように行われているのか、どのような意識で取り組まれているのか等について、実態把握を行うこととしました。

家庭については、前述の平成 15 年度大阪府ネットパル調査をもとにし、学校、民間団体、事業者の三者については、平成 16 年 6 月から 7 月にかけて、府内の公立・私立の小学校、中学校、高等学校、民間団体（NGO/NPO 等）、事業者（企業）に対する、環境教育の実施に関するアンケート（以下「アンケート」という。）を行い、それぞれの主体における現状、課題、ニーズ等について調査しました。

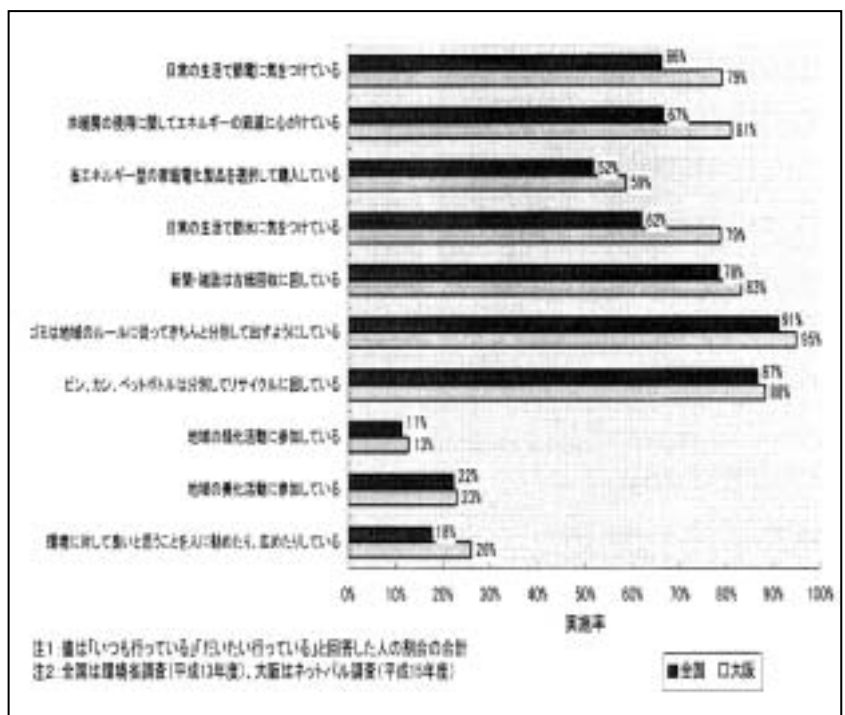
#### （1）家庭

ビン、カン、ペットボトルの分別によるリサイクルの推進や冷暖房等のエネルギーの節減、グリーン購入の促進など家庭内においては、多様な環境保全の取組が進められています。

環境マネジメント手法を取り入れた省エネルギー（電気・ガス等）促進事業であるおおさかエコアクション（大阪府版環境家計簿）には、平成 15 年度は府内 7 市が、平成 16 年度は 9 市が参加して府民、市町村、民間団体の協働による家庭でのエコライフ促進の取組が行われています。

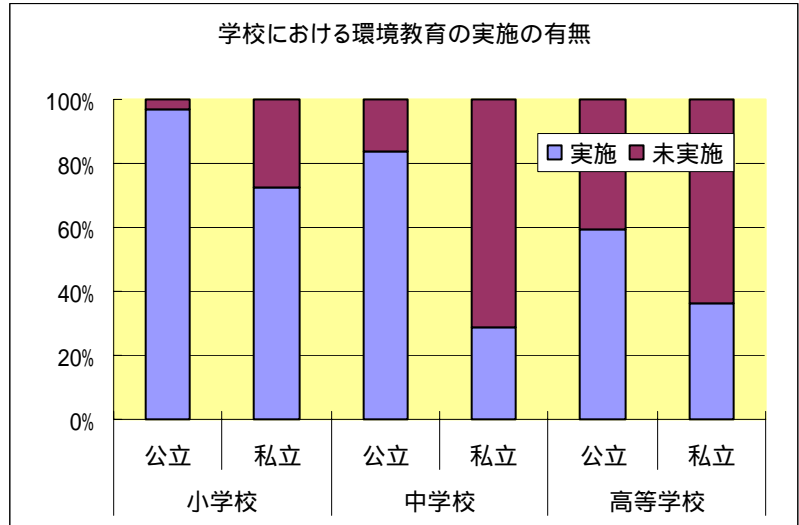
また、家庭は、親子の日常のふれあいや地域社会との関わりを通じて、

豊かな環境を大切に思う「心」と「命」を育む環境教育の基礎となる場です。しかし、環境意識の高まりはみられるものの、身のまわりからより広い地域の環境保全へと意識が今ひとつ拡大していない傾向にあります。



(2) 学校

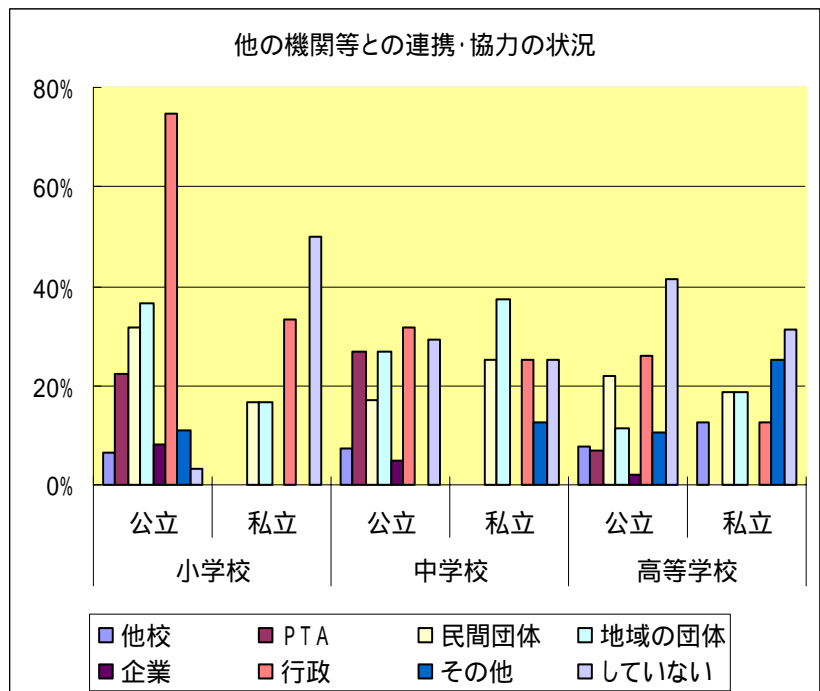
学校においては、各教科や総合的な学習の時間、部活動や学校行事などを通じて環境に関する教育を行っており、各学校が学校や地域の実態に応じて取組を進めています。アンケートによれば、回答のうち、公立小学校では 97.0%が環境教育を実施しており、公立小中高全体では 71.9%、私立小中高全体では 37.2%、公私立全体では 64.2%が実施しています。



とりわけ、公立学校について見てみると、環境教育を推進している学校では、自主的な創意と工夫により、身近な河川の水質調査や生物調査、節電など省エネルギーの実践、農業体験や環境マップの作成などの実践が行われ、様々な先進的な取組が進められています。他の学校でも、環境問題に対する理解が深まり、総合的な学習の時間等を活用して環境教育が行われています。

しかし、アンケート結果では、教材や授業のノウハウが十分に蓄積されていない、学習指導要領には「環境」という科目がなく環境教育の取組状況が学校によって様々である、時間的な余裕がないため、環境教育の具体的な取組が思うように進まないといった意見もありました。外部機関等との連携については、特に公立小学校では積極的に行われていますが、中学校、高等学校と上級の学校になるにつれ行われなくなっています。このような中、今後、環境教育に関する専門的知識をもつ外部講師の活用、各方面からの支援による学習教材の準備等が課題となっています。

また、アンケート結果では、公立と私立の間で取組に差があり、私立学校における取組が進められるよう工夫することが大切です。



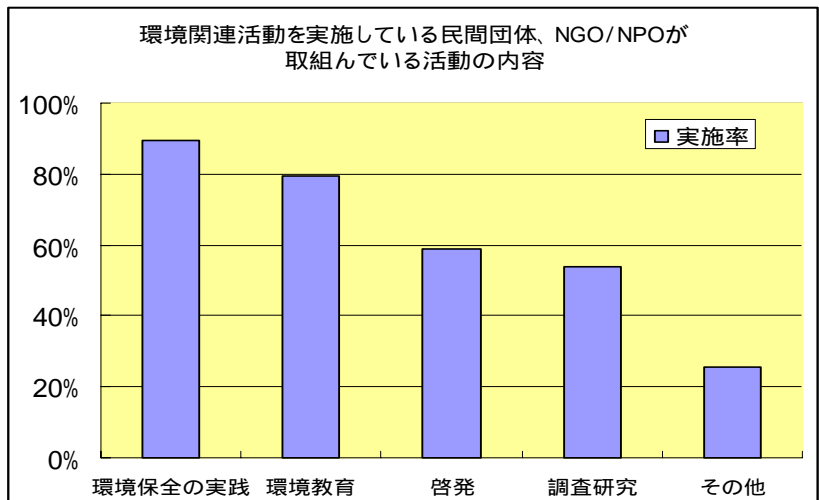
また、アンケート結果では、公立と私立の間で取組に差があり、私立学校における取組が進められるよう工夫することが大切です。

### (3) 民間団体、NGO/NPO 及び地域社会

個人の環境保全活動は、地域に密着し、地域から広がっていく場合がほとんどです。地域の環境と地域住民の生活は密接不可分であり、幅広い地域住民が参加して、地域の環境をより良いものにしていくことが必要です。その意味において地域において自主的に環境保全のための様々な活動を行っている民間団体、NGO/NPO は、環境保全に対する住民の意識を高める上で大きな役割を果たしています。

現在、府内にあるNPO法人のうち、およそ20%が環境保全を活動目的としており、里山保全活動やリサイクル活動、環境を守る製品の研究・開発等の調査研究事業、環境教育、人材養成事業など、社会に対して積極的な働きかけを行っています。

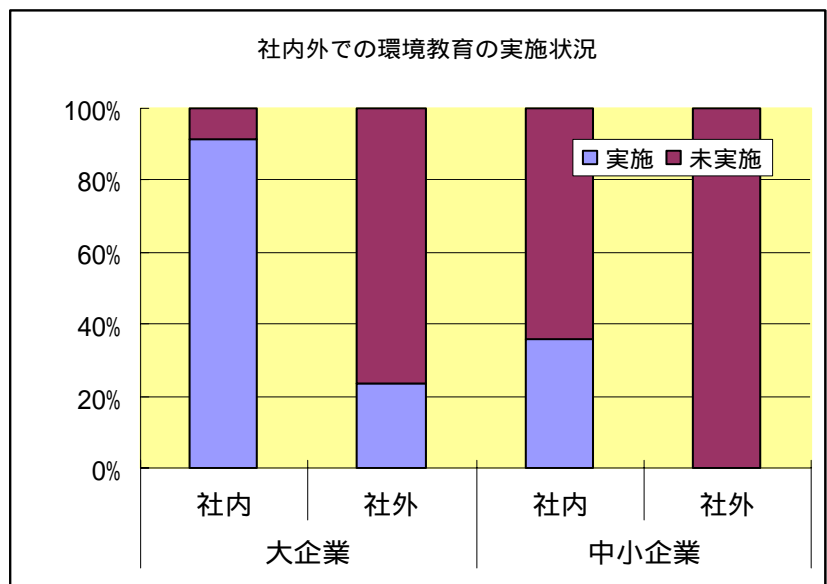
アンケートにおいても、回答を寄せた環境関連活動を実施している39団体のうち、その89.7%が環境保全活動に、また79.5%が環境教育活動に取り組んでおり、非常に高い比率となっています。民間団体、NGO/NPOの取組が今後さらに期待されるところです。



### (4) 事業者

環境に対する意識の高まりとともに、事業者は環境負荷の低減、公害防止技術の

開発、環境配慮型商品の開発、あるいは従業員への環境教育などその役割を積極的に果たそうとする傾向にあります。アンケートにおいても、大企業においては91.5%(43社)が社内での環境教育を実施しています。これら43社のうち、42社がISO14001の認証を取得しており、これをきっかけとして社内環境教育を実施しているところが大部分を占めています。



一方で、社外への環境教育に取り組んでいる企業は

23.4%（11社）にとどまっております、とりわけ中小企業（14社）では、まったく取  
り組まれていませんでした。また事業者と民間団体との連携も進んでいるとは言え  
ない状況にあることがアンケートからも明らかになっています。

社会経済活動の中で大きな位置を占める事業者の活動・取組は、環境教育を進め  
る上で重要であり、事業者は、地域にふさわしい役割を果たすことを充分自覚し、  
地域での環境教育の主体となることなどが求められています。

#### （5）行政

国においては、関係府省がそれぞれの立場から、それぞれのフィールドを用いて  
環境教育等に係る各種施策を進めています。

大阪府においても同様に、各部局がそれぞれの立場から、それぞれのフィールド、  
拠点等を用いて、地域との連携を図りつつ、活発に環境教育等に取り組んでいます。  
しかしながら、さらに、総合的、体系的に全庁的な連携を密にした施策展開が求め  
られています。

なお、平成17年1月からの「国連持続可能な開発のための教育の10年」への  
国などの対応を踏まえつつ、持続可能な社会を目指すための幅広い分野での教育に  
対する取組も、今後検討していくことが必要です。

府内市町村においても、拠点を整備し、あるいは地域の府民団体や環境NGO/  
NPOとの連携を図るなどして、環境教育等に取り組んでいますが、自然的社会的  
条件の違い等により、各市町村の取組状況に差異が生じています。

### 4. 「環境教育等」を進める上での課題

3. では、環境教育等の実施主体や実施の場における現状・課題について見てしまし  
たが、ここでは、横断的な視点から環境教育等を進める上での課題を整理しました。

#### （1）環境情報の提供

地域の環境保全や環境教育の推進に連携・協働して取組んでいくうえでは、府民、  
行政、民間団体、学校、事業者など地域を構成する各主体が必要な環境情報を共有  
することが不可欠です。しかしながら、環境の状況や環境に影響のある社会経済活  
動の状況などの情報が必要な時に入手できないといった問題があり、環境情報の発  
信機能の充実が必要です。

#### （2）役割分担及び連携

現在、府民、行政、民間団体、学校、事業者がそれぞれ環境教育等に取り組んでい  
るものの、役割分担が明確でなく各主体の連携が十分でないため、個別に単発で実  
施されている場合が多いと言える状況にあります。これまで、民間団体同士ではあ  
る程度連携が進んでいるものの、民間団体と事業者、学校と事業者の連携が今後の  
課題です。

このようなことから、主体毎の役割分担を明らかにしていくとともに相互の連携

を強化することが重要です。

そのためには、各々の環境保全活動や環境教育活動について、その目的や手法などに関する共通の理解を各主体が築いていく必要があります。またそこに到達するためのコミュニケーションが不可欠ですが、今後そのための機会や手法の充実が必要です。

### (3) 機会・場の提供

今日の環境問題は、地球温暖化や廃棄物に係る問題に見られるように、その原因に関して、府民のライフスタイルと密接に関わる問題となっていることから、環境教育には、府民一人ひとりに関心を持ってもらったり、理解を深めてもらうに留まらず、各主体を具体的な行動に導き、問題解決能力を高めることが求められています。ライフスタイルの見直しは、子どもから高齢者までの幅広い世代が共通して取り組む必要のあるものであり、関心を持ち続け、理解を深め、さらなる学習意欲を高め、あるいは自ら問題を解決して行く能力を上げていくためにも、あらゆる年齢層に対する様々な体験学習の機会・場が提供されることが必要です。また、そのための環境保全活動や環境教育の場となる施設のさらなる機能の充実と、空き施設の利活用などが求められます。

### (4) 人材の確保とプログラムの整備

体験学習や環境保全活動の機会・場が幅広く提供され、環境教育等の推進を図るためには、学校や地域において指導者となる人たちが「環境問題とは」、「環境教育とは」といった、環境教育の前提をしっかりと学ぶための仕組みが必要です。

また、環境教育や環境保全活動を滞りなく実行するための企画・立案、連絡・調整能力を有する多様な人材の養成・確保、そして地域の特性を生かした適切なプログラムの整備を進めることが重要です。

### (5) 国際的視点の確保

1992年の地球サミット（国連環境開発会議）における「環境と開発に関するリオ宣言」、「アジェンダ21」を受けて、地球温暖化など地球規模での環境問題への取組が進められています。大阪においても2003年に第3回世界水フォーラムが開催されるなど国際的な観点を踏まえた取組が行われています。

個人の行動が地域を越えた地球規模の環境問題の原因になっていることや、他方、地域の環境保全活動が地球規模の環境問題解決につながっているという認識を多くの人々が共有し、国際的な行動の環を拡げていくため、環境教育等においては、国際的な視点を持った環境教育プログラムの整備や人材育成を進め、国際的な情報の収集、発信を図ることが求められます。また、環境NGO/NPOは、国際的な連携について視野に入れ、活動を進めていくことも重要です。

さらに「国連持続可能な開発のための教育の10年」を受けて国内外の動向を踏まえた対応を検討していくことが必要です。

# 第 章 基本的考え方

## 1. 環境教育等の目標

本推進方針の目標は、「大阪 21 世紀の環境総合計画」の目標である「豊かな環境都市・大阪の構築」の実現を目指し、次のとおり設定します。

**「持続可能な社会の構築とそのための問題解決能力を有する人づくり」**

具体的には、次の 3 点の達成に努めます。

- ( 1 ) 環境問題解決のため、環境を大切にすることを育むなど、環境倫理・モラルに根ざした価値観を醸成します。
- ( 2 ) 環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへ転換します。
- ( 3 ) 環境保全の意欲を増進し、環境保全活動に主体的に取り組む能力を育みます。

## 2. 目標の達成に向けて

この目標の達成に向け、大阪府では、以下の「取組の基本的な方向性」のもと、学校、民間団体、事業者、国、市町村、府など多様な主体の参加と役割分担及び連携・協力により、学校、家庭、地域、職場といった様々な場において、幼児、児童生徒、青年・成人、シニア世代など年齢・発達段階に応じた環境教育を推進し、環境保全の意欲の増進を図ります。

### 【取組の基本的な方向性】

私たち人間は、環境の中で生き、その恵みで生活していることを認識し、私たちの生存基盤である環境のバランスが崩れると人間も生活していくことができないことを実感として学べるよう配慮します。

大気、水の状況やヒートアイランド現象等の都市環境問題に関する学習や身近な動植物・貴重な自然環境とのふれあい等の体験を重視し、人間と環境との関わりあいを理解できるようにします。また、あわせて社会経済の仕組みや生活のあり方など、環境に関連する人間と人間との関わりあいについても理解できるようにします。

子どもから大人まで、あらゆる世代が、多種、多様な機会・場所で環境教育に参加できるようにします。

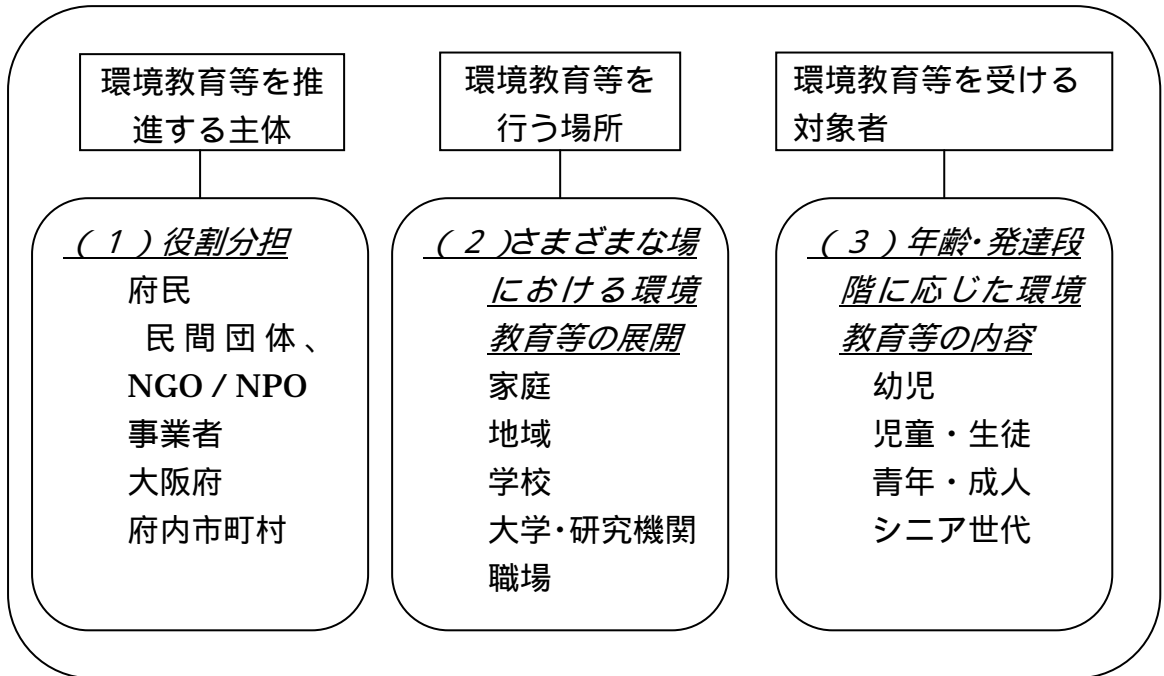
それぞれの主体が、環境教育等の目的・目標を共有することはもとより、対等な立場を尊重し、お互いの特性や能力などの独自性を理解した上で、活かし合い、補完し合って、適切な役割分担の下、効果的な環境教育等が行われるようにします。

府民や民間団体、事業者等の自主性を尊重しつつ、活動の場の提供や適切な動機付けを行うことにより、さらに自主的な取組が広がり、また内容が深まるようになります。

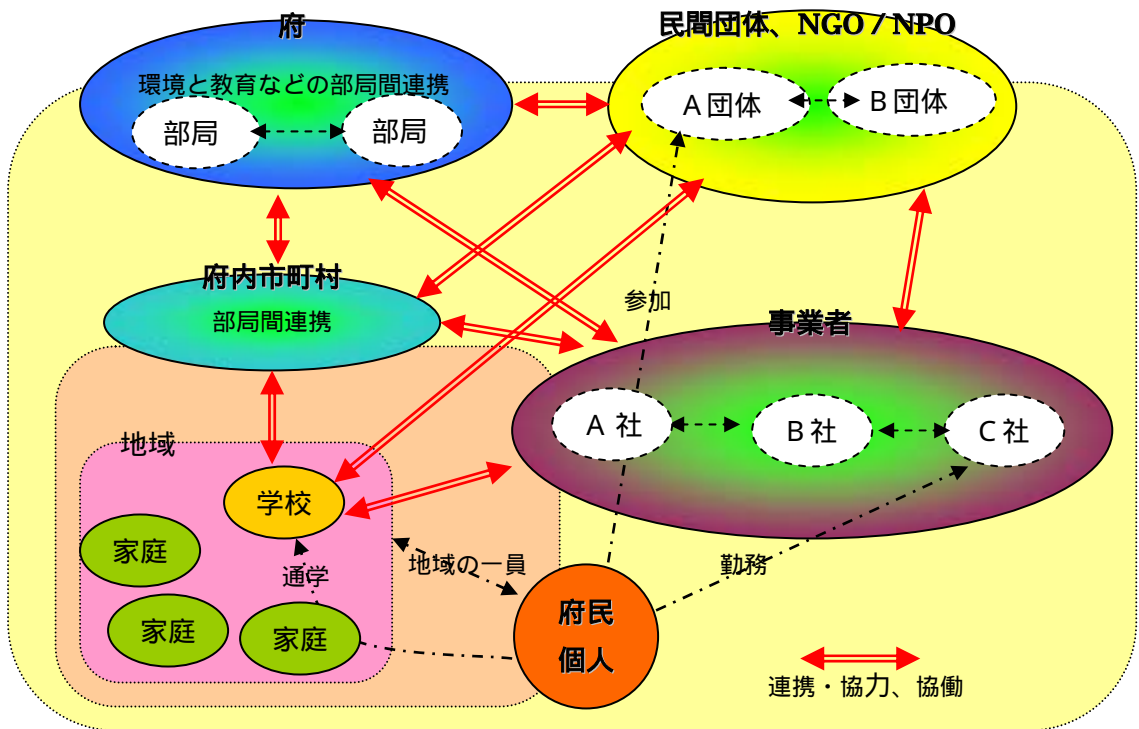
# 第 章 推進方策

## 1. 環境教育等の進め方

各実施主体が積極的に参加し、それぞれの役割を理解するなかで、分担、連携・協力、協働を図りながら、いろいろな場において、また、年齢・発達段階に応じた環境教育等を進めていく必要があります。



【パートナーシップによる環境教育の推進】





## ( 1 ) 役割分担

### 各主体に期待される役割

#### 府民

環境に関するイベントや自主的な学習などへの積極的な参加により環境への理解を深めることを通じて「環境倫理・モラル」に根ざした価値観を醸成し、民間団体、NGO/NPO、事業者、府、市町村と連携・協力しながら、環境の保全と創造に向けた活動を推進します。

#### 民間団体、NGO/NPO

民間団体、NGO/NPO ならではの機動性や専門性、行動力を活かせる分野や方法で環境教育や環境保全活動を推進するとともに、国、府、市町村、事業者と府民との中間的立場として各主体との連携・協力を積極的に関与します。

#### 事業者

地域の一員としての社会的責任を自覚し、事業活動を通じて環境負荷の低減に努めるとともに、社内環境教育や、地域の環境保全活動への参画など、府民、民間団体、NGO/NPO、事業者、府、市町村と連携・協力しながら、地域における環境教育や環境保全活動に取り組んでいくことが必要です。また、ISO14001 や簡易版の環境マネジメントシステム（エコアクション 21 等）が環境教育の取組を始めるきっかけとなることから、これらの認証取得等に努め、同時にその成果を的確に把握し、評価していくことが重要です。

#### 大阪府

次代を担う子どもたちに学校生活の場において、多様な環境教育の機会が提供されるとともに、すべての世代の人々が、様々な機会・場において、環境について学んだり、環境保全活動を実践していけるよう、国、市町村と連携・協力を図りながら、広域的視点から、大阪府域の地域特性を生かした施策の展開に努めます。また、市町村、民間団体、NGO/NPO、府民、学校、事業者間のコーディネーター的役割を担える人材を活用するシステムを検討するとともに、積極的な情報提供を行い、また府の関係部局の連携による総合的・横断的な取組を通じて、環境パートナーシップの構築を支援します。

また、事業者が従業員向けや地域社会における環境教育活動を推進するためのきっかけとなり得る ISO14001 の認証取得や簡易版の環境マネジメントシステム（エコアクション 21 等）の構築に向けた支援をしていきます。

府においては、自らも事業者であるとの認識に立ち、本庁舎や一部の出先機関において ISO14001 の認証を取得していますが、さらに、こうした取組を拡大していきます。また、環境に関する職員研修メニューの拡充など職員に対する環境教育の充実を図ります。

## 府内市町村

推進法に基づき、府の推進方針を参考としながら、各市町村における環境教育等に係る取組の具体化に努めていきます。また、住民のニーズを機敏に把握し、地域の民間団体や府との連携・協力を図りつつ、地域に対してより積極的な情報提供を行うことによって、各地域の自然的社会的条件を踏まえた環境教育や環境保全の意欲の増進を推進する役割を果たします。

## (2) さまざまな場における環境教育等の展開

### 家庭

基本的な生活習慣を形成する場であることから、次代を担う子どもたちに、家庭生活を通して、環境に配慮した暮らし方を教えていくことが求められます。

例えば、食べ物を残さない、無駄な電気や水を使わないといった身近な場面で、ものを大切に作る心を育てることが必要です。

また、身近な外遊び、自然体験を通して、子ども達が環境を身近なものとして捉え、自然と共に生きていこうとする意識を育てることが求められます。

### 地域

地域の自然環境保全活動、地域の歴史的文化的遺産の保全活動、「Reduce（買う量や使う量を減らす。発生源でごみを絶つ Refuse を含む。）」「Reuse（使えるものは繰り返し使う。）」「Recycle（再び資源に戻す。）」を実践する3R活動、道路・河川・公園の美化活動など環境実践活動に、地域の人たちが参加し、自らの地域の環境をよりよくしていくことが求められています。また、地域の環境問題に取り組んでいる人たちのネットワークを広げながら活動していくことも必要です。

さらに、地域の高齢者をはじめとする人々とのふれあいを通じ、子どもたちの豊かな人間性を育成し、環境に配慮した暮らしを実践していく場として期待されます。

### 学校

児童・生徒が発達段階に応じて、環境に関する能力や態度を身につけ、環境保全の重要性等について理解を深める場であり、各学校が教科の学習や総合的な学習の時間、特別活動などを通じて、創意に満ちた環境教育を推進することが求められます。また、学校外の講師等の参加・協力を積極的に得ていくことも必要であり、そのためには、学校と環境教育や環境保全活動に関する知識・経験が豊富な環境 NGO/NPO、行政の環境部局、事業者等が連携を強化していくことが求められます。

## 大学・研究機関

大学や博物館等の研究機関においては、それぞれの機能・特色を生かし、環境教育や環境保全の意欲の増進に貢献することが求められます。

## 職場

環境に配慮した事業活動を行い、同時に従業員の社内教育の一環として環境教育の充実を図るとともに、従業員が例えばボランティア活動に参加しやすいように配慮するなど環境保全の意欲の増進を図ることができるよう努めることが求められます。また、地域社会において環境保全に貢献するための社会活動をすることも求められます。

### (3) 年齢・発達段階に応じた環境教育等の内容

環境教育等を効果的に進めるには、それぞれの日々の暮らしの中で、年齢や発達段階に応じ、適切な手法、内容を選択し取組む必要があります。とりわけ子どもたちにおいては、感動的な体験や遊びなどを通じて楽しみながら学ぶという観点も大切です。なお、その際、体験や遊び自体が目的とならないよう注意が必要です。

## 幼児

幼児期における環境の保全に関する意識の形成は、その後の段階的な環境意識の形成に大きな影響を与えるものであり、大人が日常生活の中で環境に配慮した暮らしを教え、子どもたちがその生活を習慣として身に付けることが大切です。

特に、屋外において自然に親しむことは環境に対する原体験を形成することから、身近な自然や動植物などとの触れあいを通して生命や環境の尊さを体感するなどの自然に親しむ機会を数多くもつことが求められます。

## 児童・生徒

### ア．小・中学校

自然現象に関する実験や観察など体験学習を中心とした環境教育を進めることが大切であり、美しい自然に対する豊かな感性や、生き物の命を大切にすることを育てることも重要です。自然科学や社会の仕組みについての理解を深め、環境問題を考えるための十分な知識の習得を図るとともに、子どもたちが興味と関心を持って、環境の保全やよりよい環境の創造のため、主体的に実践する態度を身につけることが求められます。

### イ．高等学校

環境問題を理論的に学ぶとともに、環境に関する国際的な情報を収集・学習したり、地球規模での環境問題について理解を深めるなど、環境問題に関して幅広い視点をもつことが重要です。また、地域の環境保全活動など生徒自身が身近な体験活動を通じて、環境問題に意欲的に取り組む態度や知識・技能を身につけることも大切です。

青年・成人

各人の個性や経験、立場に応じ、生活全般において主体的に環境配慮活動を実践するとともに、子どもたちに環境活動を指導することや模範を示すことが求められます。

シニア世代

生涯学習を通じて、さらに知識を得、環境活動に生かすとともに、これまでの人生経験を通して培った環境に関する知識や能力を後の世代へ伝えることが求められます。

## 2. 環境教育等の推進に向けた府における具体的推進方策

### (1) 大阪府における現在の主な取組

大阪府では、学校における環境教育を支援するために、環境 NGO / NPO 等の専門家を講師として派遣したり、教員向けの環境教育の手引きや活用事例集、環境教育のプログラム集の作成・配布などを行っています。

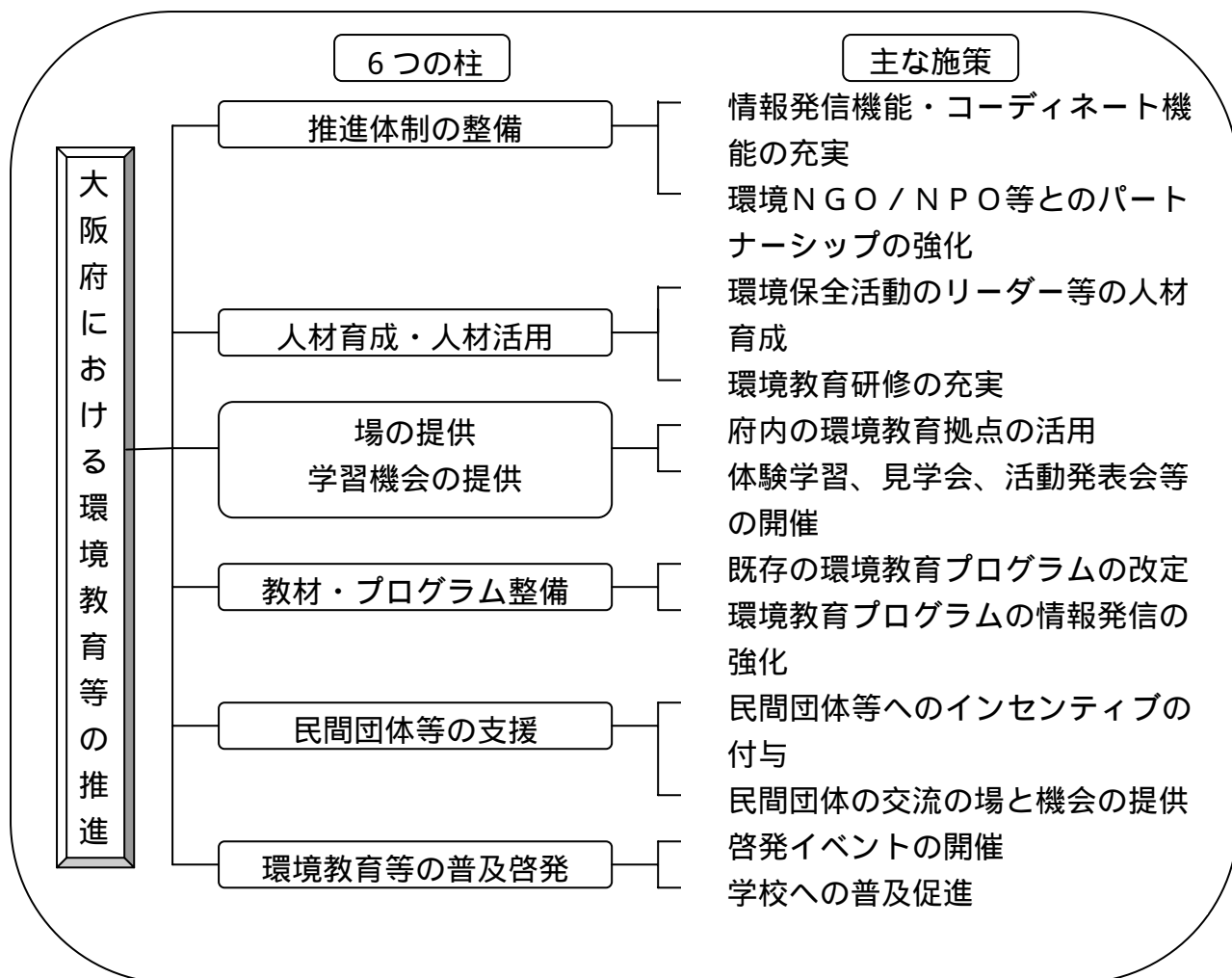
また、地域の環境保全活動リーダーを養成するための講習会を実施したり、大阪府地球温暖化防止活動推進センターでは、知事が委嘱した地球温暖化防止活動推進員による地域での温暖化防止活動の取組が進められています。子どもたちの環境に配慮した具体的な行動を促進するために、こどもエコクラブの活動支援など、社会における自主的な環境教育にも努めています。

さらに、身近な場所で自然の仕組みや大切さを学ぶことができるよう学校緑化やビオトープ作りに対する支援に努めるとともに、府民の森などにおける自然観察施設「ちはや星と自然のミュージアム」、総合的な自然体験や里山生活体験が行える「紀泉わいわい村」などでの自然体験学習を推進しています。

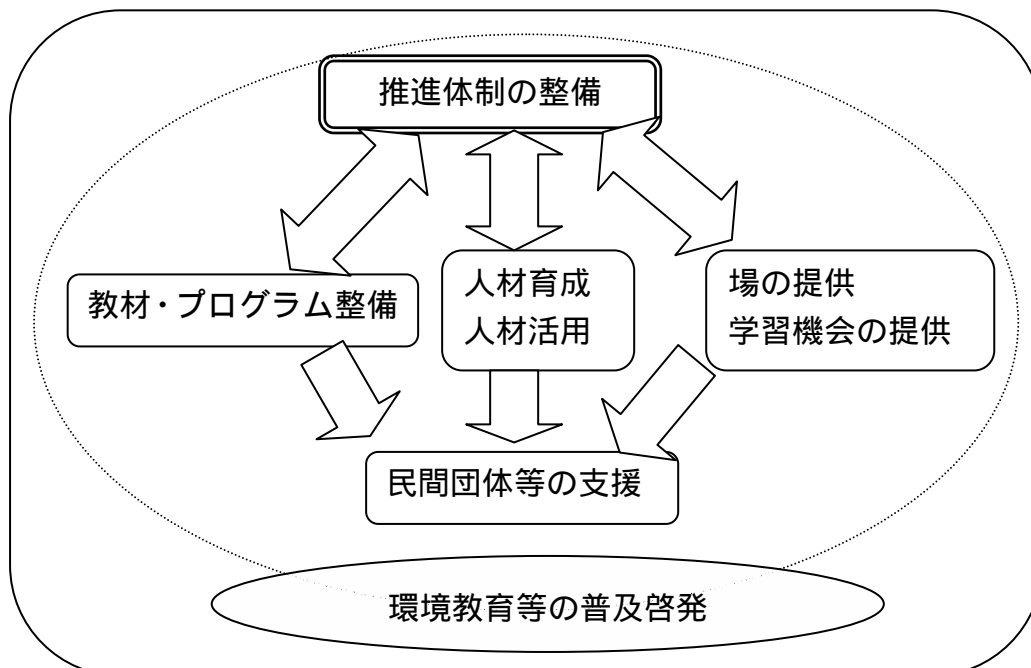
また、廃棄物の減量化、リサイクルの推進に向け、小・中学生を対象とする啓発ポスターコンクールや府内全域で実施する月間行事などによる啓発に取り組んでいます。

### (2) 大阪府における今後の取組

大阪府では、各部局の施策について、情報の一元化を図ることをはじめ、総合的、体系的に推進していくこととし、このため6つの柱を立てて環境教育等を進めていきます。また、具体的な施策の実施に当たっては、大阪の自然的・社会的特色を踏まえたものとなるよう努めます。



【施策の連関図】



## 環境教育の推進に当たっての6つの柱

### ア．環境教育等の推進体制の整備（情報発信機能・コーディネート機能の充実、パートナーシップの強化）

総合的な環境教育システムの構築を図るために、環境教育に関する様々な情報を収集・整理するとともに、インターネットを活用するなどして府民にわかりやすく、実践活動に役立つ環境情報を提供します。このため、大阪府環境情報センター内に設置した環境情報プラザを拠点として、情報のコーディネート機能や情報発信機能の充実に努めるとともに、環境保全活動の促進や環境教育の推進、環境情報の提供などを通じ、府民、民間団体・NGO/NPO、学校、事業者といった多様な主体の協働を培い、環境パートナーシップを構築します。

また、環境情報プラザに対する認知度の向上を図り、更なる利活用を促進するため、その存在の積極的なPRに努めていきます。さらに、情報発信機能を有する府有施設の活用や市町村との連携・協力をを行いながら環境教育等の推進を図ります。

なお、環境情報プラザの運営に当たっては、環境省の「近畿環境パートナーシップオフィス(環境省きんき環境館)」との役割分担を明確にし、必要な連携・協力体制を構築していきます。

### イ．人材育成・人材活用

大阪府環境コーディネーター養成講座「なにわ環境塾」の実施など学校や地域社会における環境保全に関する活動のリーダー的役割を果たす人材の育成に努めるとともに、育成された人材が学校教育現場や地域社会等で活動できるようサポートします。また、学校における環境教育の実践的研究の実施や教員に対する環境教育研修の充実に努め、環境教育を担う教員の育成を図ります。

さらに、学校、家庭、職場など地域社会において、生涯学習として楽しみながら環境について学び、主体的に実践していけるよう、体験型学習を重視した環境教育の推進を図るため、環境NGO/NPOなどの民間団体等と連携し、「森林インストラクター」、「里山インストラクター」、「ため池環境アドバイザー」、「水辺環境リーダー」などの環境教育に関するアドバイザーを地域の人材等を活用して、育成していきます。

### ウ．場の提供・学習の機会の提供

環境保全活動の活性化や環境教育の推進を図るために、環境情報プラザをはじめとする府内の体験型環境教育の拠点となる施設や自然環境フィールドを積極的に活用していきます。府民の森、府民牧場、総合青少年野外活動センター、青少年海洋センターなどの既存の施設を活用して野外活動を通じた人間と自然との関わりについての関心と理解を深めるとともに、府民の森ほりご園地（紀泉わいわい村）については、総合的な自然体験や里山生活体験が行える拠点としていきます。また、廃棄物最終処分場跡地である堺7-3区においては、臨

海部における緑の拠点整備を目指す「共生の森」づくりに参加することを通じた自然とふれあう場や、新技術を導入したリサイクル施設の複合立地を図り、府民に対する資源循環の実感の場を設けるなど、環境教育のフィールドとして機能するよう努めます。

さらに、環境教育の拠点施設としてこれらの施設の利用促進に努めるとともに、自主的な体験学習活動を推進するため、拠点施設において、植物・野鳥の観察や森づくり教室、ビオトープづくりなどの水辺教室、また水質調査などの化学実験教室を通じて自然環境の大切さを理解させる環境教育講座を開催します。さらに、拠点施設において環境 NGO / NPO をはじめとする民間団体や学校等が行う環境教育活動に対して支援を行います。

そして、主に小学生を対象とした環境体験学習や見学会、活動発表会の実施、あるいは環境教育の場としての河川、公園、道路など身近な公共空間の提供や農空間の活用などを通じ、子どもたちの住むまちに対する愛着、帰属意識の醸成や生きる力の育成を目指します。

#### エ．教材・プログラム整備

府がこれまで作成した環境教育に関する教材・プログラム等については、推進方針を踏まえ、様々な社会事象や周囲の環境に対応しつつ環境に関する客観的な情報を伝えられる内容となるよう、環境や教育など庁内関係部局間の連携はもとより環境 NGO / NPO 等と連携のもと検証や評価を加え、必要な改定を進めます。また、学校をはじめ、地域、職場などにおいて誰もがすぐに利用できるよう、「おおさかの環境ホームページ（エコギャラリー）」などを活用して情報発信します。なお、ホームページについては、認知度やアクセス件数のさらなる向上を図るため、積極的な PR に努めるとともに、アクセスしやすく使いやすいものにしていきます。

#### オ．民間団体等への支援

環境 NGO / NPO や学校等が実施する環境保全や環境教育に関する自主的な活動に対して、これまで実施してきた大阪府環境保全活動補助金制度を活用するとともに、優れた活動に対する表彰を実施するなど、先進的な活動団体に対するインセンティブを付与することを検討します。また、環境情報プラザを活用して、活動団体の交流の場と機会の提供を図ります。

また大阪の中小企業の ISO 14001 の認証取得や簡易版の環境マネジメントシステム(エコアクション 21 等)の構築に向けて、大阪府中小企業支援センターにおける相談事業を通じ、引き続き支援していきます。

#### カ．環境教育等の普及啓発と府民活動の推進

市町村環境教育推進会議を活用して、府内における環境教育等の必要性、あり方、進め方等を市町村に普及啓発していくとともに、府と府内市町村が情報

を共有し、連携を密にしていきます。さらに、民間団体・事業者・市町村との協働によるシンポジウムや地域単位でのワークショップの開催などにより、府内のあらゆる立場の人々への環境教育等の普及啓発に努めます。また、環境教育等に係る取組の発表の場の提供を通じて、発表者の自己評価と新たな展開を促進します。

また、学校での環境教育の普及を目指し、府が実施する環境教育関連事業や教材などの情報提供を行います。とりわけ、平成 16 年 3 月に作成、公表した環境学習副読本については、インターネットや他の媒体を活用し、その普及啓発に努めます。

#### 大阪の自然的・社会的特色を踏まえた施策

大阪平野周辺部の豊かな緑、河川やため池をはじめとする農空間等の自然環境を保全、再生し、活用していきます。また、大阪人氣質を踏まえるとともに、歴史的・文化的環境資源を有効に活用していきます。

日本で最も暑い都市と言われている大阪におけるヒートアイランド対策として、人工排熱の低減や、建物・地表面の高温化抑制、冷却作用の利活用などを進めていきますが、環境教育の観点から、省エネ意識の向上や省エネライフの推進といった、身近なところからライフスタイルを見直す取組が大切です。そのため、環境副読本や省エネチェックシート(環境家計簿)を活用して、学校、市町村、NGO/NPO、住民団体等と連携して、学校や家庭における省エネ行動を推進していきます。

さらに、子どもの頃からごみに対する意識を高めるなど、府民や事業者の取組による廃棄物の減量化、リサイクル・適正処理を推進するための啓発、情報提供を行います。

また、学校では、児童・生徒が地域の状況に応じた様々な体験を通して、自然に対する豊かな感性や環境に対する関心等を培い、自然や環境と人間とのかかわり、とりわけ日常生活とのかかわり等について理解を深めるとともに、環境の保全やよりよい環境の創造のため主体的に実践する態度の育成を図れるよう支援します。

そのため具体的には、で示した各種施策を踏まえた以下のような取組により、学校における環境教育を推進します。

- ・学校と、府民、府民団体・NGO/NPO、事業者といった多様な主体の協働を培い、環境パートナーシップを構築
  - ・環境保全に関する活動のリーダー的役割を果たす人材の活用
  - ・学校における環境教育の実践的研究
  - ・教員に対する環境教育研修の充実
  - ・環境体験学習や見学会、活動発表会等の環境教育関連事業や教材の活用
  - ・身近な公共空間(河川、公園、道路など)を環境教育の場として活用 など
- なお、今後、大学・研究機関による環境教育に取組む学生の養成や環境教育プ

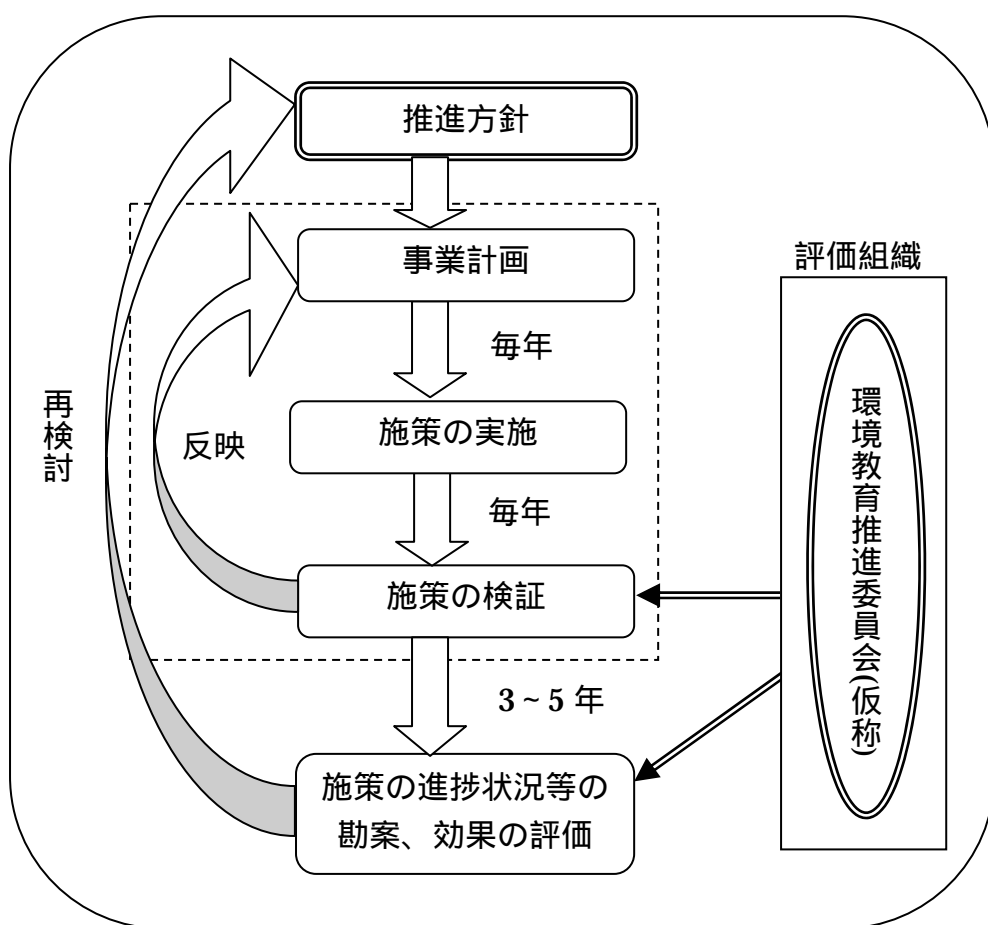


プログラムの開発などに協力していきます。

### 3. 施策の点検・評価

2で示した府における環境教育等の具体的推進方策については、年度毎の事業計画を作成し施策を推進します。

また、学識経験者や環境NGO/NPO関係者等を委員とする評価組織（環境教育推進委員会(仮称)）において、国内外の動向等を考慮しつつ、公平性・透明性を確保し、施策の検証を毎年度実施するとともに、3年から5年を目途に、施策の進捗状況等を勘案し、効果を評価した上で、今後のあり方を再検討します。なお、施策の進捗状況を判断するための指標の在り方についても検討します。



## 【参考資料】

### 1. 環境教育等の推進に向けた施策の経緯、現状

#### 【国際】

- 1972年 スtockホルム人間環境宣言（国連人間環境会議）  
（昭和47年） ・「環境問題についての若い世代と成人に対する教育は - 恵まれない人々に十分に配慮して行うものとし - 個人、企業及び地域社会が環境を保護向上するよう、その考え方を啓発し、責任ある行動をとるための基盤を拓げるのに必須のものである。」
- 1975年 ベオグラード憲章（国際環境教育会議）  
（昭和50年） ・関心、知識、態度、技能、評価能力、参加の6項目を環境教育の目標として示す。
- 1977年 トビリシ環境教育政府間会議宣言及び勧告（環境教育政府間パネル）  
（昭和52年） ・環境教育が生涯教育として重要であり、各国政府が教育政策の中に取り込まなければならない。
- 1982年 ナイロビ宣言（UNEP 管理理事会特別会合（ナイロビ会議））  
（昭和57年） ・広報・教育・訓練を通じて環境の重要性に対する認識を高めることが重要
- 1992年 リオデジャネイロ宣言（環境と開発に関する国連会議（地球サミット））  
（平成4年） ・「環境問題は、あらゆる関係者の参加で最適な対処を行うことができ、各国が情報を広く公開し、公衆の自覚と参加を促進し、奨励しなければならない。」
- 1997年 テサロニキ宣言（環境と開発に関する国際会議）  
（平成9年） ・持続可能性のための教育を、持続可能な未来を達成するための手段として考え、人口、貧困、環境劣化、民主主義、人権と平和、開発と相互依存などの概念に関して、統合したものとして捉えている。環境教育を「環境と持続可能性のための教育」と表現してもかまわないとした。
- 2002年 「国連持続可能な開発のための教育の10年」に関する第57回国連総会決議  
（平成14年） ・国連において、2005年から2014年までを「国連持続可能な開発のための教育の10年」とし、その下で各国政府、国際機関、NGO、団体、企業等あらゆる主体間での連携を図りながら、教育・啓発活動を推進する。

#### 【国】

- 平成 5年 環境基本法  
・環境の保全に関する教育及び学習の振興

- 平成10年 地球温暖化対策推進大綱  
・環境教育の充実
- 平成11年 これからの環境教育・環境学習 - 持続可能な社会を目指して -  
(中央環境審議会答申)  
『環境教育の定義』  
環境教育・環境学習は、人間と環境との関わりについての正しい認識にたち、自らの責任ある行動をもって、持続可能な社会の創造に主体的に参画できる人の育成を目指すもの
- 平成12年 循環型社会形成推進基本法  
・循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興
- 平成12年 環境基本計画  
・環境教育・環境学習の推進
- 平成14年 環境保全活動の活性化方策のあり方について(中間的とりまとめ)  
・国民各界各層が環境を大切に、環境によいことをする責任があり、能力や立場に応じて社会的役割を進んで担う必要があるという考えのもと、環境保全活動活性化のための環境教育・環境学習の推進や人材育成、情報提供等の施策の推進を図る。
- 平成15年 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律  
・環境保全の意欲の増進と環境教育の推進に必要な事項を定め、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活に寄与する。  
『環境教育の定義』  
環境保全の意欲の増進とは、環境保全に関する情報提供ならびに環境保全に関する体験機会の提供及びその便宜の供与をいう。環境教育とは、環境保全についての理解を深めるために行われる環境保全に関する教育及び学習をいう。

## 【大阪府】

- 平成 元年 大阪府環境教育基本方針検討委員会報告  
・大阪における環境教育推進の基本的考え方  
・環境教育の推進方策  
・大阪における環境学習プログラムの提言
- 平成 6年 大阪府環境基本条例  
豊かな環境の保全及び創造を推進するための施策の一つとして教育・学習等の振興を位置づけ
- 平成 8年 大阪府環境総合計画  
環境に関する指針を策定するなどして、指導者の育成、環境教育・学習の場の確保などの多様な支援施策を、庁内関係機関や国、市町村と一体となって、総合的かつ体系的に展開していく。
- 平成14年 大阪21世紀の環境総合計画

## パートナーシップによる環境保全活動の促進

### 学校や社会における環境教育・環境学習の推進

- ・学校における体験的学習プログラム、総合的な学習の時間等の活用
- ・社会における体験型環境学習の支援、フィールド作り、推進体制の整備

#### 『環境教育の考え方』

「豊かな環境都市・大阪」の構築を目標とする同計画において、4つの基本方向のひとつとして、「すべての主体が積極的に参加し、行動する社会の実現」が謳われており、それを実現するための施策にパートナーシップによる環境保全活動の促進や環境教育・環境学習の推進が位置づけられている。そのための取組として、府民、事業者、民間団体、行政など各主体のパートナーシップによる取組を推進するために、各主体の交流の場を提供したり、機会づくりを行い、あるいは環境NGO・NPOなど民間団体の環境保全活動を支援するとともに、学校における環境教育・環境学習の推進と社会における環境教育・環境学習を推進することとしている。

平成15年 大阪府循環型社会形成推進条例

- ・循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興についての位置づけ

## 2. 「環境教育の取組状況と課題等に関するアンケート」結果概要

調査時期：平成16年6～7月

調査数	・小・中・高等学校	501校	
	・民間団体（NGO/NPO等）	114団体	
	・事業者（企業）	200社	計815者
回答数	・小・中・高等学校	378校	
	・民間団体（NGO/NPO等）	39団体	
	・事業者（企業）	61社	計478者
回答率	・小・中・高等学校	75.4%	
	・民間団体（NGO/NPO等）	34.2%	
	・事業者（企業）	30.5%	計58.7%

## 環境教育の取組状況と課題等に関するアンケート結果

### 「小、中、高等学校」

(配布・回答数)

	小学校		中学校		高等学校	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立
調査数	82	16	58	63	188	94
回答数	67	11	49	28	176	47
回答率	81.7%	68.8%	84.5%	44.4%	93.6%	50.0%

#### 問1 「総合的な学習の時間」で特に力を入れて取り組んでいるテーマ(複数回答)

		環境	国際理解	健康・福祉	人権	情報	進路	その他
		小学校	公立	47	21	32	26	19
	私立	4	8	3	2	6	1	3
中学校	公立	21	16	18	19	6	28	5
	私立	2	21	3	8	7	5	5
高等学校	公立	39	53	40	64	24	111	48
	私立	6	18	6	11	5	24	9
合計		119	137	102	130	67	172	87

#### 問2 学校における環境教育の実施の有無

		実施	未実施
		小学校	公立
	私立	8(72.7%)	3(27.3%)
中学校	公立	41(83.7%)	8(16.3%)
	私立	8(28.6%)	20(71.4%)
高等学校	公立	105(59.7%)	71(40.3%)
	私立	17(36.2%)	30(63.8%)
合計		244(64.6%)	134(35.4%)

#### 問3 環境教育の実施開始時期

年度		～1984	85～94	95～99	00～	合計
小学校	公立	2	6	23	33	64
	私立	2	2	0	1	5
中学校	公立	0	2	6	30	38
	私立	1	2	1	4	8
高等学校	公立	4	13	23	62	102
	私立	2	4	1	6	13
合計		11	29	54	136	230

#### 問4 年間の実施回数及び時間数

		実施回数			合計	時間数				合計
		～20	21～40	41～		～50	51～100	101～151	151～	
小学校	公立	43	6	5	54	37	14	4	6	61
	私立	2	0	1	3	2	1	0	0	3
中学校	公立	33	3	1	37	36	2	0	0	38
	私立	7	0	0	7	6	1	0	0	7
高等学校	公立	51	20	26	97	62	15	9	9	95
	私立	7	4	1	12	8	4	0	1	13
合計		143	33	34	210	151	37	13	16	217

#### 問5 環境教育の位置づけ(複数回答)

		教科授業	総合学習	学校主催行事	学校主催行事以外への参加	その他
		小学校	公立	40	57	15
	私立	8	4	3	1	1
中学校	公立	16	34	9	9	4
	私立	4	4	2	1	0
高等学校	公立	188	24	16	13	9
	私立	10	5	6	2	3
合計		266	128	51	44	23

#### 問6 環境教育の実施方法(複数回答)

		校内教員	外部講師				その他
			民間団体(NPO等)	企業	行政	その他	
小学校	公立	53	20	3	28	15	5
	私立	7	2	0	1	0	1
中学校	公立	35	7	2	8	4	2
	私立	8	1	0	2	1	0
高等学校	公立	224	12	3	9	12	13
	私立	16	0	0	0	1	1
合計		343	42	8	48	33	22

問7 実施している環境教育の分野(複数回答)

		資源	水	大気	エネルギー	食べ物	自然	生き物	植物	農・林業体験	その他
小学校	公立	60	49	25	32	27	37	38	36	26	6
	私立	7	5	0	3	3	7	6	5	3	1
中学校	公立	29	26	17	18	10	23	16	12	9	3
	私立	6	4	3	2	2	2	3	2	0	2
高等学校	公立	82	80	68	82	53	64	39	55	32	10
	私立	15	11	10	12	7	9	9	7	3	6
合計		199	175	123	149	102	142	111	117	73	28

問8 環境教育の対象の学年(複数回答)

		全学年	特定の学年						その他
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	
小学校	公立	29	1	0	7	27	25	14	2
	私立	4	0	0	2	5	4	4	0
中学校	公立	18	14	4	5				1
	私立	5	2	1	0				0
高等学校	公立	43	20	27	39				7
	私立	7	3	3	4				3
合計		106	40	35	57	32	29	18	13

問9 クラブ活動等での環境保全に関する取組

		あり	なし
小学校	公立	12	55
	私立	3	8
中学校	公立	10	39
	私立	4	24
高等学校	公立	41	135
	私立	7	40
合計		77	301

問10 他の機関等との連携・協力(複数回答)

		している							していない
		他校	PTA	民間団体(NPO等)	地域の団体	企業	行政	その他	
小学校	公立	4	14	20	23	5	47	7	2
	私立	0	0	1	1	0	2	0	3
中学校	公立	3	11	7	11	2	13	0	12
	私立	0	0	2	3	0	2	1	2
高等学校	公立	8	7	23	12	2	27	11	43
	私立	2	0	3	3	0	2	4	5
合計		17	32	56	53	9	93	23	67

問11 環境教育実施にあたっての問題点・課題等(複数回答)

		人材(外部講師)探し	教材・プログラム等の準備	学習の場(施設)探し	相談先等の情報不足	予算不足	展開方法	その他
小学校	公立	24	38	23	8	34	29	4
	私立	2	3	2	1	0	2	1
中学校	公立	12	27	8	6	14	17	4
	私立	2	4	5	0	2	1	1
高等学校	公立	31	58	30	9	59	32	15
	私立	2	12	4	1	5	5	2
合計		73	142	72	25	114	86	27

問12 今後さらに必要な学習教材等(複数回答)

		テキスト	映像ソフト	学習教材	プログラム	その他
小学校	公立	15	28	31	38	3
	私立	0	4	1	6	0
中学校	公立	12	20	14	26	1
	私立	3	6	2	5	0
高等学校	公立	28	58	42	55	5
	私立	4	10	6	9	2
合計		62	126	96	139	11

問13 環境教育の実施にあたり行政に期待すること(複数回答)

		人材(外部講師)の派遣(情報提供)	教材・プログラム等の作成(情報提供)	学習の場(施設)の提供(情報提供)	相談先等の設置(情報提供)	予算面の支援	その他
小学校	公立	39	38	25	18	50	1
	私立	3	3	5	2	3	0
中学校	公立	20	27	16	10	27	0
	私立	3	5	5	2	4	0
高等学校	公立	41	62	38	25	73	6
	私立	4	9	9	6	5	2
合計		110	144	98	63	162	9

**問14 環境教育の実施にあたり民間団体(NGO/NPO等)、企業等に期待すること(複数回答)**

		人材(外部講師)の派遣(情報提供)	教材・プログラム等の作成(情報提供)	学習の場(施設)の提供(情報提供)	相談先等の設置(情報提供)	その他
小学校	公立	46	38	29	19	1
	私立	4	5	4	1	0
中学校	公立	25	25	18	14	1
	私立	4	6	5	3	0
高等学校	公立	61	52	44	29	2
	私立	5	11	9	6	3
合計		145	137	109	72	7

環境教育を実施していない場合、問15～問17に回答。

**問15 今後、環境教育を実施する予定**

		ある	ない
小学校	公立	11	1
	私立	0	3
中学校	公立	4	8
	私立	3	18
高等学校	公立	8	63
	私立	5	27
合計		31	120

環境教育を実施する予定がある場合。

**問16 実施方法、分野、時期**

実施方法	授業や総合的な学習の時間 等
分野	自然環境、地球環境、環境調査、エネルギー ほか
時期	平成17年度中までに開始がほとんど

**問17 環境教育を実施していない理由(複数回答)**

		人材(外部講師)の情報がない	教材・プログラム等の準備がでない	学習の場(施設)の情報がない	相談先等の情報がない	予算がない	環境教育にあてる時間がない	教員に余裕がない	その他
小学校	公立	0	1	0	0	0	1	0	1
	私立	0	2	1	0	0	3	1	0
中学校	公立	1	4	2	0	0	6	1	1
	私立	3	7	2	0	4	16	13	1
高等学校	公立	8	19	8	5	15	52	33	15
	私立	0	8	4	1	2	23	8	2
合計		12	41	17	6	21	101	56	20

以下は、環境教育の実施の如何にかかわらず回答。

**問18 環境教育実施の際、児童・生徒に伝えたい身近な話題(複数回答)**

		ごみの問題	リサイクル	水	エネルギー	食べ物	自然	生き物	生態系	その他
小学校	公立	32	32	29	23	20	24	19	15	0
	私立	7	4	3	2	2	4	3	2	0
中学校	公立	26	19	16	12	10	17	9	5	0
	私立	22	19	12	12	9	17	4	10	0
高等学校	公立	114	110	86	100	77	83	58	74	16
	私立	30	26	13	20	13	21	4	12	2
合計		231	210	159	169	131	166	97	118	18

**問19 環境教育を実施したいフィールド(複数回答)**

		田・畑	里山	ため池	森林	道路	河川	海岸	港湾	公園	その他
小学校	公立	23	21	12	20	8	31	7	1	17	0
	私立	2	2	0	4	3	6	0	0	2	0
中学校	公立	7	10	11	10	7	18	8	0	4	0
	私立	9	10	2	13	6	18	9	1	4	0
高等学校	公立	43	56	38	56	36	89	37	12	42	29
	私立	8	6	1	19	11	21	10	1	11	4
合計		92	105	64	122	71	183	71	15	80	33

問20 「おおさかの環境ホームページ」(エコギャラリー)の認知度

		知っている			知らない	無回答
		活用	未活用			
			今後活用	予定なし		
小学校	公立	3(4.5%)	16(23.9%)	0(0.0%)	23(34.3%)	25(37.3%)
	私立	0(0.0%)	2(18.2%)	0(0.0%)	7(63.6%)	2(18.2%)
中学校	公立	2(4.1%)	7(14.3%)	1(2.0%)	21(42.9%)	18(36.7%)
	私立	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	25(89.3%)	3(10.7%)
高等学校	公立	7(4.0%)	30(17.0%)	5(2.8%)	95(54.0%)	39(22.2%)
	私立	1(2.1%)	0(0.0%)	2(4.3%)	36(76.6%)	8(17.0%)
合計		13(3.4%)	55(14.6%)	8(2.1%)	207(54.8%)	95(25.1%)

エコギャラリーに掲載しているパソコン版環境学習副読本の認知度

		知っている			知らない	無回答
		活用	未活用			
			今後活用	予定なし		
小学校	公立	3(4.5%)	10(14.9%)	1(1.5%)	27(40.3%)	26(38.8%)
	私立	0(0.0%)	1(9.1%)	0(0.0%)	8(72.7%)	2(18.2%)
中学校	公立	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	32(65.3%)	17(34.7%)
	私立	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	25(89.3%)	3(10.7%)
高等学校	公立	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	15(8.5%)	161(91.5%)
	私立	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	39(83.0%)	8(17.0%)
合計		3(0.8%)	11(2.9%)	1(0.3%)	146(38.6%)	217(57.4%)

問21 講座や見学会の情報を府のホームページで閲覧できることに対する認知度

		知っている			知らない	無回答
		活用	未活用			
			今後活用	予定なし		
小学校	公立	1(1.5%)	12(17.9%)	2(3.0%)	26(38.8%)	26(38.8%)
	私立	0(0.0%)	1(9.1%)	0(0.0%)	8(72.7%)	2(18.2%)
中学校	公立	0(0.0%)	3(6.1%)	3(6.1%)	26(53.1%)	17(34.7%)
	私立	0(0.0%)	0(0.0%)	2(7.1%)	21(75.0%)	5(17.9%)
高等学校	公立	2(1.1%)	24(13.6%)	13(7.4%)	106(60.2%)	31(17.6%)
	私立	0(0.0%)	2(4.3%)	4(8.5%)	33(70.2%)	8(17.0%)
合計		3(0.8%)	42(11.1%)	24(6.3%)	220(58.2%)	89(23.5%)

問22 教員に対する環境教育指導者研修の必要性

		必要		不必要
		知識研修	体験型研修	
小学校	公立	3(5.1%)	54(91.5%)	2(3.4%)
	私立	2(18.2%)	7(63.6%)	2(18.2%)
中学校	公立	7(17.1%)	31(75.6%)	3(7.3%)
	私立	5(17.9%)	21(75.0%)	2(7.1%)
高等学校	公立	27(14.9%)	140(77.3%)	14(7.7%)
	私立	8(17.4%)	34(73.9%)	4(8.7%)
合計		52(14.2%)	287(78.4%)	27(7.4%)



# 環境教育の取組状況と課題等に関するアンケート結果 「民間団体(NGO/NPO等)」

[配布・回答数]

	特定非営利 活動法人	その他団体	合計
調査数	102	12	114
回答数	34	5	39
回答率	33.3%	41.7%	34.2%

## 問1 実施している環境活動内容(複数回答)

	環境保全の 実践	環境教育	啓発	調査研究	その他
NPO法人	30	26	18	18	10
その他	5	5	5	3	0
合計	35	31	23	21	10
実施率	89.7%	79.5%	59.0%	53.8%	25.6%

環境教育活動を実施している場合、問2～問8に回答。

## 問2 環境教育活動の実施開始時期

年度	～1984	85～94	95～99	00～
NPO法人	0	1	6	19
その他	0	1	4	0
合計	0	2	10	19

## 問3 年間の実施回数及び時間数

回数	1～5	6～10	10～20	20～50	50～100	100～	無回答
NPO法人	7	2	5	5	2	2	3
その他	2	0	1	2	0	0	0
合計	9	2	6	7	2	2	3

### 一回当たりの時間数(延べ時間数/延べ回数で算出)

時間数	1～2以下	2～5	5～10	10～20	20～50	50～	無回答
NPO法人	7	6	4	1	2	1	5
その他	2	3	0	0	0	0	0
合計	9	9	4	1	2	1	5

## 問4 環境教育の実施方法(複数回答)

	体験教室 (主催)	講習会 (主催)	出前事業 (依頼を受け)	教材となる 資料等提供	その他
NPO法人	19	17	18	8	6
その他	2	1	4	3	0
合計	21	18	22	11	6

## 問5 実施している環境教育の分野(複数回答)

	資源	水	大気	エネルギー	食べ物	自然	生き物	植物	農・林業体験	その他
NPO法人	11	11	4	7	8	19	17	15	8	6
その他	2	4	0	1	0	4	3	2	0	2
合計	13	15	4	8	8	23	20	17	8	8

## 問6 環境教育の対象者(複数回答)

	小学生	中学生	高校生	一般	企業	団体	その他
NPO法人	21	12	8	20	8	10	5
その他	5	3	1	3	0	1	1
合計	26	15	9	23	8	11	6

**問7 一回ごとの対象とする人数**

NPO法人は、概ね20人程度から50人単位での活動を中心に、数人単位から数百人単位まで、事業内容によってまちまちである。その他団体は、100人規模のイベント的な事業が中心と見られる。

**問8 他の主体とのパートナーシップの状況(複数回答)**

NPO法人	組んでいる	23			組んでいない	3	
	対象	学校	16				
		研究機関	5				
		民間団体	16				
		うち	NPO等	9			
			任意団体	9			
			自治会等	4			
			その他	5			
		企業	4				
		行政	10				
その他		1					
その他	組んでいる	5			組んでいない	0	
合計	対象	学校	21				
		研究機関	5				
		民間団体	17				
		うち	NPO等	10			
			任意団体	10			
			自治会等	4			
			その他	6			
		企業	4				
		行政	13				
		その他	2				

環境教育活動の実施の如何にかかわらず、問9～問13に回答。

**問9 環境教育活動を行ううえでの課題(複数回答)**

	活躍の場 が少ない	効果的な PRの仕方	財源不足	人材不足	信用が ない	社会的認知 度が低い	運営のノウ ハウがない	その他
NPO法人	8	8	26	13	1	8	5	0
その他	0	1	3	1	0	0	0	2
合計	8	9	29	14	1	8	5	2

**問10 環境教育活動の実施にあたり行政に期待すること(複数回答)**

	活動の場 の情報提供	フィールド の提供	財政的 支援	人材養成 の支援	運営ノウ ハウの習得	その他
NPO法人	13	11	28	9	5	6
その他	1	1	4	0	0	2
合計	14	12	32	9	5	8

**問11 環境教育を実施したいフィールド(複数回答)**

	田・畑	里山	ため池	森林	道路	河川	海岸	港湾	公園	その他
NPO法人	10	16	7	18	4	15	10	5	10	14
その他	1	2	2	0	0	4	0	0	1	1
合計	11	18	9	18	4	19	10	5	11	15

**問12 大阪府環境情報センター内に設置されている「環境情報プラザ」の認知度等について**

	知っている		知らない		今後利用 したい	利用予定 なし	
	利用している	利用していない	今後利用 したい	利用予定 なし			
NPO法人	9	6	4	19	4	1	15
その他	1	1	3	5	0	0	0
合計	10	7	7	24	4	1	15

**問13 環境情報プラザに期待すること(自由記述)**

(主な内容)

利用したことがないので、具体的なサポート情報のイメージがない。  
 数時間、楽しく環境のいろんなことができる場所。  
 打ち合わせや小ミーティングが自由にできる場所がほしい。  
 2～3団体がいつでも利用できる場所が確保できれば、民間団体の交流が進む。  
 環境関連データの整備(ニーズ多様化)に対応願いたい。  
 民間団体の活動内容等の情報、環境関連データ等の提供、発信、人材の支援、団体交流のネットワーク作り。  
 民間団体の活動の情報交換や広報への支援、協力体制の強化。  
 情報のキーステーションとしての機能を期待。その前に、情報プラザを府民にPRを。  
 民間に対する行政からの要望などが広く情報収集できる窓口になってほしい。  
 利用時間をもっとフレキシブルにしてほしい。 など

環境教育活動を実施していない場合、問14～問16に回答。

**問14 今後、環境教育活動を実施する予定**

	ある	ない
NPO法人 8団体	5	3

環境教育を実施する予定がある場合。

**問15 実施方法、分野、実施対象、時期**

団体	実施方法	分野	実施対象	実施予定 時期
	未定、検討中	みどり、樹木		
	地域の自然に触れるとともに、学校の環境資源[ビオトープ、太陽光発電、21世紀の森等]を利用する。	環境保全、環境教育	小・中学生	05年以降
	人材育成 (内容未定)			
	山の中を研修者等と一緒に歩き、説明する。	山と野生動物等について	小・中・高・大学生	07年
	自然を相手としたアドベンチャー的な自然とのふれあいを主体とした体験学習。	自然体験学習	小学生	05年

**問16 環境教育活動を実施していない理由**

(主な内容)

教育の題材として我々のノウハウがどれだけ生かせるか明確でないため。お互いのメリットになるか不明のため。  
 現状スタッフが少なく実施できないが、今後活動が充実してくれば検討したい。  
 人材不足  
 活動が始まったばかりで模索中。会員の中からやりたいという要望があれば検討。  
 常設のフィールドがない。 など

# 環境教育の取組状況と課題等に関するアンケート結果

## 「事業者」

[配布・回答数]

	大企業	中小企業	中小企業のうち 小規模企業	全体
調査数	109(54.5%)	91(45.5%)	34(17.0%)	200(100%)
回答数	47(77.0%)	14(23.0%)	3(4.9%)	61(100%)
回答率	43.1%	15.4%	8.8%	30.5%

以下、小規模企業は中小企業の内数として示す。

大企業	中小企業以外の企業・個人(中小企業より規模の大きな企業・個人) (根拠法令: 中小企業の事業活動の機会確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律を援用)
中小企業	資本金3億円以下並びに(または)従業員300人以下の企業・個人(製造業、建設業、運輸業) 資本金1億円以下並びに(または)従業員100人以下の企業・個人(卸売業) 資本金5,000万円以下並びに(または)従業員50人以下の企業・個人(サービス業) (根拠法令: 中小企業基本法)
小規模企業	主たる従業員が20人以下(商業又はサービス業は5人以下)の商工業者 (根拠法令: 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律を援用)

### 問1 従業員への環境教育の実施の有無

	実施	未実施	全体
大企業	43(91.5%)	4(8.5%)	47(100%)
中小企業	5(35.7%)	9(64.3%)	14(100%)
小規模企業	1(33.3%)	2(66.7%)	3(100%)
合計	48(78.7%)	13(21.3%)	61(100%)

### 問2 環境教育の実施開始時期

年度	～1984	85～94	95～99	00～	合計
大企業	4	4	19	16	43
中小企業	1	0	1	3	5
小規模企業	0	0	0	1	1
合計	5	4	20	19	48

### 問3 環境教育の実施方法(複数回答)

	専従の従業員	外部講師	テキスト	その他
大企業	39	14	13	13
中小企業	3	0	1	2
小規模企業	0	0	1	1
合計	42	14	14	15

### 問4 実施している環境教育の分野(複数回答)

	環境配慮行動	社会貢献	環境一般
大企業	35	22	38
中小企業	3	0	3
小規模企業	0	0	1
合計	38	22	41

### 環境一般の内容別教育状況

	資源	水	大気	エネルギー	食べ物	自然	生き物	植物	農・林業体験	その他
大企業	38	24	21	37	3	6	2	4	2	9
中小企業	3	2	1	2	0	0	0	0	0	1
小規模企業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	41	26	22	39	3	6	2	4	2	10

### 問5 環境教育の対象者(複数回答)

	全従業員	環境担当部署	環境担当者	希望者	その他
大企業	30	12	17	10	13
中小企業	2	0	2	0	2
小規模企業	1	0	0	0	0
合計	32	12	19	10	15

**問6 他主体とのパートナーシップの状況(複数回答)**

全企業	取り組んでいる	9	取り組んでいない	38	無回答	1
	(パートナー)					
	学校	2				
	研究機関	0				
	民間団体	1				
	他の企業	5				
	行政	1				
その他	1					

環境教育を実施していない場合、問7～問9に回答。

**問7 今後、環境教育を実施する予定**

	ある	ない
大企業	0	4
中小企業	1	8
小規模企業	0	2
合計	1	12

環境教育を実施する予定がある場合。

**問8 実施方法、分野、実施対象、時期**

予定のある1社は、専門のテキストや外部講師により、平成17年度から全従業員に自社の企業活動上の環境配慮についての環境教育を実施したいとの意向を持っている。

**問9 環境教育を実施していない理由(複数回答)**

	人材がない	実施のノウハウがない	必要性がない	その他
大企業	3	3	1	1
中小企業	4	5	3	0
小規模企業	0	0	2	0
合計	7	8	4	1

**問10 社外への環境教育活動の実施の有無**

	実施	未実施
大企業	11	36
中小企業	0	14
小規模企業	0	3
合計	11	50

環境教育活動を実施している場合、問11～問17に回答。

**問11 環境教育活動の開始時期**

20年以上前からという1社を除き、他の9社は1998年以降に開始(1社は開始時期不明)。

**問12 環境教育の実施方法内容(複数回答)**

主催の講習会	5
依頼による出前事業	10
教材となる資料等の提供	3
その他	3

**問13 実施している環境教育の分野(複数回答)**

	資源	水	大気	エネルギー	食べ物	自然	生き物	植物	農・林業体験	その他
実施企業	10	6	6	8	0	2	1	1	1	5

**問14 環境教育の対象者(複数回答)**

小学生	中学生	高校生	一般府民	他企業	団体構成員	その他
9	7	5	7	5	3	1
			主な年齢層			
			40～60代	1		
			30～70代	1		
			30～50代	1		
			50代	1		
			全般	3		

**問15 一回ごとの対象とする人数**

最低10人単位から、実施する講座等の内容、規模により20人、40人、50人、あるいは数百人まで、事業単位でばらつきがある。

**問16 他の主体とのパートナーシップの状況(複数回答)**

		あり	なし
		7	4
パートナーシップ 先の内訳	学校	1	
	研究機関	2	
	民間団体	5	
	他の企業	1	
	行政	1	
	その他	1	

**問17 環境教育活動を行ううえでの課題(自由記述)**

(主な内容)

- 環境行政と教育委員会(学校)の乖離。
- 各学校での環境教育についての温度差。
- 教育ニーズの把握。
- 企業メリットが明確な形で現れてこない。(SCRに基づくもの又は企業戦略面では明確であるが。)
- 受講者のレベルに合わせた教材の作成。
- 講師の育成
- 行政の考えがどう変化して行くのかわからない。
- 企業が行う場合、PRと取られがちである。 など

環境教育活動の実施の如何にかかわらず、問18、問19に回答。

**問18 環境教育を実施したいフィールド(複数回答)**

	田畑	里山	ため池	森林	道路	河川	海岸	港湾	公園	その他
<b>大企業</b>										
対外的活動実施	0	2	0	6	0	1	2	0	1	6
対外的活動未実施	2	3	1	12	5	11	10	2	6	8
<b>小計</b>	<b>2</b>	<b>5</b>	<b>1</b>	<b>18</b>	<b>5</b>	<b>12</b>	<b>12</b>	<b>2</b>	<b>7</b>	<b>14</b>
<b>中小企業</b>	1	1	0	4	7	9	5	3	4	0
<b>小規模企業</b>	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0
<b>合計</b>	<b>3</b>	<b>6</b>	<b>1</b>	<b>22</b>	<b>12</b>	<b>21</b>	<b>17</b>	<b>5</b>	<b>11</b>	<b>14</b>

**問19 ISO14001認証取得の有無**

	取得している	取得していない	合計
<b>大企業</b>	42(89.4%)	5(10.6%)	47(100%)
<b>中小企業</b>	1(7.1%)	13(92.9%)	14(100%)
<b>小規模企業</b>	0(0.0%)	3(100%)	3(100%)
<b>合計</b>	<b>43(70.5%)</b>	<b>18(29.5%)</b>	<b>61(100%)</b>

## 【参考資料 3】

### 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成十五年法律第百三十号)

(目的)

第一条 この法律は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会(以下「持続可能な社会」という。)を構築する上で事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体(以下「国民、民間団体等」という。)が行う環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境教育が重要であることにかんがみ、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育について、基本理念を定め、並びに国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定め、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「環境保全活動」とは、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全(良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。)を主たる目的として自発的に行われる活動のうち、環境の保全上直接の効果を有するものをいう。

2 この法律において「環境保全の意欲の増進」とは、環境の保全に関する情報の提供並びに環境の保全に関する体験の機会の提供及びその便宜の供与であって、環境の保全についての理解を深め、及び環境保全活動を行う意欲を増進するために行われるものをいう。

3 この法律において「環境教育」とは、環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。

(基本理念)

第三条 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育は、地球環境がもたらす恵みを持続的に享受すること、豊かな自然を保全し及び育成してこれと共生する地域社会を構築すること並びに循環型社会を形成し、環境への負荷を低減することの重要性を踏まえ、国民、民間団体等の自発的意思を尊重しつつ、持続可能な社会の構築のために社会を構成する多様な主体がそれぞれ適切な役割を果たすこととなるように行われるものとする。

2 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育は、森林、田園、公園、河川、湖沼、海岸、海洋等における自然体験活動その他の体験活動を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることの重要性を踏まえ、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得よう努めるとともに、透明性を確保しながら継続的に行われるものとする。

3 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育は、森林、田園、公園、河川、湖沼、海岸、海洋等における自然環境をはぐくみ、これを維持管理することの重要性について一般の理解が深まるよう、必要な配慮をすること、国土の保全その他の公益との調整に留意し、並びに農林水産業その他の地域における産業との調和、地域住民の生活の安定及び福祉の維持向上並びに地域における環境の保全に関する文化及び歴史の継承に配慮して行われるものとする。

(国民、民間団体等の責務)

第四条 国民、民間団体等は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、環境保全活動及び環境教育を自ら進んで行うよう努めるとともに、環境保全の意欲の増進その他の環境の保全に関する取組を行うことにより、他の者の行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育に協力するよう努めるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、経済社会の変化に伴い、持続可能な社会の構築に関し国民、民間団体等が行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の果たすべき役割がより重要となることにかんがみ、基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育を行う国民、民間団体等との適切な連携を図るよう留意するものとする。

2 国は、基本理念にのっとり、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(基本方針)

第七条 政府は、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の動向等を勘案して、定めるものとする。

一 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な事項

二 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 その他環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する重

要な事項

3 環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案の作成に関する事務のうち、農林水産省、経済産業省又は国土交通省の所掌に係るものについては、それぞれ、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣と共同して行うものとする。

5 環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、広く一般の意見を聴かなければならない。

6 環境大臣及び文部科学大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県及び市町村の方針、計画等)

第八条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を作成し、及び公表するよう努めるものとする。

(学校教育等における環境教育に係る支援等)

第九条 国、都道府県及び市町村は、国民が、その発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 国、都道府県及び市町村は、環境の保全に関する体験学習等の学校教育における環境教育の充実のための措置、環境教育に係る教育職員の資質の向上のための措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国は、都道府県及び市町村に対し、第一項に規定する施策及び前項に規定する措置に関し必要な助言、指導その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、都道府県及び市町村に対し、第十七条の規定による情報の提供(第十一条第七項に規定する登録人材認定等事業に関する情報の提供を含む。)その他の環境教育の推進に資する情報の提供等により、学校教育及び社会教育における環境教育の実施の際に、環境の保全に関する知識、経験等を有する人材が広く活用されることとなるよう、適切な配慮をするよう努めるものとする。

5 国、都道府県及び市町村は、環境教育の内容及び方法についての調査研究を行い、その結果に応じて、これらの改善に努めるものとする。

(職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育)

第十条 事業者及び国民の組織する民間の団体(次項及び第二十三条第一項において「民間団体」という。)、事業者、国並びに地方公共団体は、その雇用する者に対し、環境の保全に関する知識及び技能を向上させるために必要な環境保全の意欲の増進又は環境教育を行うよう努めるものとする。

2 国、都道府県及び市町村は、民間団体又は事業者であってその雇用する者に対して環境保全の意欲の増進又は環境教育を行うものに対し、環境の保全に関する指導を行うことができる人材、環境保全の意欲の増進又は環境教育に係る資料等に関する情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(人材認定等事業の登録)

第十一条 環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する者を育成し、又は認定する事業(以下「人材認定等事業」という。)であって主務省令で定めるものを行う国民、民間団体等は、当該人材認定等事業について、主務大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録(以下この条及び第十三条から第十五条までにおいて単に「登録」という。)の申請をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

二 人材認定等事業の内容

三 その他主務省令で定める事項

3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録の申請をすることができない。

一 第二十六条に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第十四条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人その他の団体にあって、その役員(法人でない団体にあっては、その代表者)のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

4 主務大臣は、登録の申請に係る人材認定等事業が次の各号のい

れにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。

- 一 基本方針に照らして適切なものであること。
- 二 環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する者の育成又は認定を適正かつ確実にを行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

5 主務大臣は、登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、その旨を公示しなければならない。

6 主務大臣は、登録の申請に係る人材認定等事業が第四項各号に掲げる要件に適合しないと認める場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

7 登録を受けた人材認定等事業(以下「登録人材認定等事業」という。)を行う国民、民間団体等(以下「登録民間団体等」という。)は、第二項各号に掲げる事項を変更したとき又は登録人材認定等事業を廃止したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

8 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。  
(報告、助言等)

第十二条 主務大臣は、登録民間団体等に対し、その実施する登録人材認定等事業に関し、登録人材認定等事業の適正な実施を確保するために必要な限度において報告若しくは資料の提出を求め、又はその実施する登録人材認定等事業の適正な運営を図るため必要な助言をすることができる。  
(表示の制限)

第十三条 人材認定等事業を行う者は、当該人材認定等事業について、登録を受けていないのに、登録を受けた人材認定等事業を行う者であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはならない。  
(登録の取消し)

第十四条 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。

- 一 登録人材認定等事業が、第十一条第四項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。
- 二 登録民間団体等が、第十一条第三項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 登録民間団体等が、第十二条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 四 登録民間団体等が、偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

2 主務大臣は、前項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該登録の取消しを受けた者に通知するとともに、その旨を公示しなければならない。  
(主務省令への委任)

第十五条 第十一条から前条までに定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、主務省令で定める。  
(都道府県又は市町村が行う人材の育成又は認定のための取組に対する情報提供等)

第十六条 主務大臣は、都道府県又は市町村が環境の保全に関する人材の育成又は認定のための取組を行う場合において必要があると認めるときは、情報の提供、助言、指導その他の必要な措置を講ずよう努めるものとする。  
(人材の育成又は認定のための取組に関する情報の収集、提供等)

第十七条 主務大臣は、国民、民間団体等の行う環境の保全に関する人材の育成又は認定のための取組に関する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うものとする。  
(人材の育成のための手引その他の資料等の質の向上)

第十八条 主務大臣は、環境の保全に関する人材の育成のための手引その他の資料等の作成、提供等を行う国民、民間団体等の求めに応じ、必要な助言を行うよう努めるものとする。

2 主務大臣は、前項の手引その他の資料等の質の向上を図るため、これらに関連する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うものとする。  
(環境保全の意欲の増進の拠点としての機能を担う体制の整備)

第十九条 国は、国民、民間団体等並びに都道府県及び市町村が行う環境保全の意欲の増進と相まって、環境保全の意欲の増進を効果的に推進するため、次に掲げる拠点としての機能を担う体制の整備に努めるものとする。

- 一 国民、民間団体等が行う環境保全の意欲の増進の内容に関する情報その他の環境の保全に関する情報及び資料を収集し、及び提供すること。
- 二 環境の保全に関する人材の育成のための手引その他の資料等に係る助言を行うことその他環境の保全に関し、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。
- 三 環境保全の意欲の増進を行う国民、民間団体等相互間の情報交換及び交流に関し、その機会を提供することその他の便宜を供与すること。
- 四 その他環境保全の意欲の増進を行うこと。

2 都道府県及び市町村は、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じ、国民、民間団体等及び国が行う環境保全の意欲の増進と相まって、環境保全の意欲の増進を効果的に推進するため

の拠点としての機能を担う体制の整備(次項において「拠点機能整備」という。)に努めるものとする。

3 国は、都道府県及び市町村が行う拠点機能整備について、必要な支援に努めるものとする。

(国民、民間団体等による土地等の提供に関する措置)

第二十条 国は、土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(国民、民間団体等に限る。)が当該土地又は建物を自然体験活動の場として提供することその他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会として自発的に提供することを促進するために必要な措置を講ずよう努めるものとする。

(協働取組の在り方等の周知)

第二十一条 国は、協働取組(二以上の国民、民間団体等がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全の意欲の増進その他の環境の保全に関する取組をいう。以下この条において同じ。)について、その在り方、その有効かつ適切な実施の方法及び協働取組相互の連携の在り方の周知のために必要な措置を講ずよう努めるものとする。  
(財政上の措置等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずよう努めるものとする。  
(情報の積極的公表等)

第二十三条 国、地方公共団体、民間団体及び事業者は、環境保全の意欲の増進その他の環境の保全に関する取組への国民、民間団体等の参加を促進するため、その行う環境保全の意欲の増進の内容に関する情報その他の環境の保全に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

2 国は、前項の情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うよう努めるものとする。  
(配慮等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく措置を実施するに当たっては、環境保全の意欲の増進又は環境教育を行う国民、民間団体等の自立性を阻害することがないよう配慮するとともに、当該措置の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。  
(主務大臣等)

第二十五条 この法律における主務大臣は、環境大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣とする。

2 この法律における主務省令は、環境大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の発する命令とする。  
(罰則)

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 偽りその他不正の手段により第十一条第一項の登録を受けた者
- 二 第十二条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条第七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十三条の規定に違反した者

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第十一条から第十六条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定は、平成十六年十月一日から施行する。  
(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



#### 4. 審議経過及び検討委員会名簿

##### 審議経過

開催日	審議経過
<b>第1回検討委員会</b> 平成16年6月14日	(1) 大阪府環境教育等推進方針骨子(案)について (2) 現況調査の実施について
6月下旬～7月中旬	学校・民間団体(NGO/NPO等)・事業者に対する現況調査(アンケート調査)の実施
<b>第2回検討委員会</b> 8月30日	(1) 現況調査(アンケート調査)の結果について (2) 大阪府環境教育等推進方針素案(案)について
<b>第3回検討委員会</b> 10月25日	(1) 「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」について(推進法に基づく国の基本方針) (2) 大阪府環境教育等推進方針素案(案)について
11月12日～ 12月13日	「大阪府環境教育等推進方針(素案)」に対する府民意見等の募集に係るパブリックコメントの実施 総意見件数 22件
<b>第4回検討委員会</b> 12月21日	(1) 大阪府環境教育等推進方針(素案)に対する府民意見等の募集の結果及び大阪府の見解について(案) (2) 府民意見等を踏まえた大阪府環境教育等推進方針素案の修正について
<b>第5回検討委員会</b> 平成17年1月27日	大阪府環境教育等推進方針素案について(委員会最終案)

##### 大阪府環境教育推進方針策定検討委員会名簿

	氏名	所属・役職
委員長	谷口 文章	甲南大学文学部人間科学科教授 日本環境教育学会事務局長
委員	稲本 英爾	大阪環境ネット代表幹事
委員	植野 英俊	大阪府町村長会環境厚生部会公害主担者会議 熊取町住民部長
委員	小原 純子	特定非営利活動法人大阪府民環境会議理事長
委員	藤野 耕一	大阪商工会議所環境推進委員会幹事長
委員	前田 宜伸	大阪府市長会生活環境部会環境部長会議 摂津市生活環境部長
委員	水山 光春	京都教育大学教育学部社会科学科教授